

木更津市地域防災計画

【協 定 編】

木更津市防災会議

目 次

【協定】

1 木更津市地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書	1
2 災害時の救護支援活動に関する協定書	3
3 木更津市地域防災計画に基づく災害時歯科医療救護活動に関する協定書	5
4 災害時における物資の供給等に関する協定書	9
5 災害時における物資の供給に関する協定書	10
6 災害時における防災活動協力に関する協定書	11
7 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	12
8 災害時における物資供給に関する協定書	14
9 災害時における物資供給に関する協定書	16
1 0 災害時における物資供給に関する協定書	18
1 1 災害時における物資供給に関する協定書	20
1 2 災害時における防災活動協力に関する協定書	22
1 3 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	23
1 4 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	24
1 5 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	25
1 6 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	26
1 7 災害時における衛生機材等の提供に関する協定書	27
1 8 災害時における生活物資の供給協力に関する協定	29
1 9 大規模災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書	31
2 0 災害時におけるタブレット型端末の提供に関する協定書	32
2 1 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	33
2 2 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	35
2 3 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	37
2 4 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	38
2 5 災害時における電動車両等の支援に関する協定書	42
2 6 災害時における物資調達に関する協定書	44
2 7 災害時における段ボール製品の調達に関する協定	46
2 8 災害時における水陸両用車両の貸与に関する協定書	48
2 9 災害時における食料調達に関する協定書	50
3 0 災害時における応急活動の協力に関する協定書	54
3 1 災害時における電動車両等の支援に関する協定書	56
3 2 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書	59
3 3 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書	60
3 4 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書	60
3 5 災害時における石油類燃料の供給に関する協定	62
3 6 電気自動車を活用したまちづくり連携協定書	64
3 7 災害時における燃料等の供給に関する協定書	66
3 8 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	68
3 9 災害時における市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定	70
4 0 災害時の相互協力に関する協定書	71
4 1 災害発生時におけるボランティア活動等に関する協定書	74
4 2 災害時における応急対策の協力に関する協定書	76
4 3 災害時等における船舶の使用等に関する協定書	78

4 4	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	79
4 5	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	81
4 6	災害時等における CATV による災害情報の放送に関する協定書	83
4 7	災害時における災害情報の放送に関する協定書	84
4 8	防災行政無線等の活用に関する協定書	85
4 9	災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に関する協定	86
5 0	災害に係る情報発信等に関する協定	88
5 1	災害等における公衆衛生活動に関する協定書	90
5 2	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	92
5 3	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	94
5 4	木更津海上保安署と消防機関との業務協定	96
5 5	災害時における相互応援に関する協定書	97
5 6	災害時相互応援等に関する協定書	98
5 7	災害時における相互応援に関する協定書	100
5 8	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	102
5 9	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	103
6 0	船舶等火災における消火等の協力に関する協定書	105
6 1	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	107
6 2	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	109
6 3	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	111
6 4	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	113
6 5	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	115
6 6	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	117
6 7	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	119
6 8	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	121
6 9	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	123
7 0	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	125
7 1	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	127
7 2	津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	129
7 3	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	131
7 4	災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書	133
7 5	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	137
7 6	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	139
7 7	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	141
7 8	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	143
7 9	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	145
8 0	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	147
8 1	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	149
8 2	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	151
8 3	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	153
8 4	災害発生時における施設利用等に関する協定書	155
8 5	風水雪害、地震その他の災害時における応急措置に関する覚書	157
8 6	防災行政広報無線放送内容の再送信に関する覚書	159
8 7	応急給水等に係る確認書	161

1 木更津市地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と社団法人君津木更津医師会（以下「乙」という。）とは、木更津市内で発生した大地震、暴風雨等により医療活動の必要な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、木更津市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医師、看護婦等からなる医療救護班を編成し、甲の指定場所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、君津木更津医師会災害医療救護計画（以下「災害医療救護計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、策定した災害医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設等に乙の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療の実施
- (4) 死亡の確認
- (5) 助産

（医療救護班の輸送）

第6条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（指揮命令）

第7条 医療救護班は、甲及び乙の協議に基づき、業務を実施するものとする。

2 医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害医療救護計画に基づき、乙が行うものとする。

（医薬品・衛生資材等の備蓄、輸送）

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備蓄する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行うものとする。

3 備蓄医薬品、衛生資材等の輸送は、甲が行うものとする。

（装備の貸与）

第9条 甲は、乙に対し医療救護活動に要する個人装備の貸与を行うものとする。

（後方医療施設への転送）

第10条 乙所属の医療救護班は、救護所において後方医療施設での医療を必要とする患者がある場合は、甲がその患者を円滑に後方医療施設へ転送できるよう後方医療施設に対し、受け入れ等の要請を行い、甲に協力するものとする。

（医療費）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第 12 条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者等において傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(医事紛争発生の措置)

第 13 条 本協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第 14 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

イ 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ロ 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費弁償

ハ 医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第 15 条 本協定を実施するため、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 17 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 10 年 4 月 1 日

甲 木更津市潮見 1 丁目 1 番地

木更津市長 須田 勝勇

乙 木更津市潮見 2 丁目 1 番 1 号

社団法人君津木更津医師会

会 長 中村 和成

2 災害時の救護支援活動に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と君津木更津薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が甲の地域内で発生し、医療活動が必要となった場合には迅速な救護支援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が作成する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う救護活動を円滑に実施するため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師等の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し薬剤師等の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めるところにより甲から要請を受けた場合には、直ちに、薬剤師等を甲の指定する救護所に派遣するものとする。

（災害救護支援計画の策定）

第3条 乙は、救護支援活動を実施するため、君津木更津薬剤師会災害救護支援計画（以下「災害救護支援計画」という。）を策定するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項の定めるもののほか、必要と認めたときは、医療救護活動及び救護支援活動が可能な被災地周辺の医療施設等に、社団法人君津木更津医師会の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動及び救護支援活動により、医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（薬剤師等の業務）

第5条 薬剤師等は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 救護所等における医薬品等の管理
- (2) 救護所等における医薬品等の調剤業務
- (3) 救護所等における被災者に対する服薬指導
- (4) 医薬品等の需給状況の把握及び調達
- (5) 感染症予防のための消毒薬の調達及び消毒方法のアドバイス

（薬剤師等の輸送）

第6条 乙所属の薬剤師の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（薬剤師等に対する指揮命令）

第7条 救護支援活動に係る薬剤師に対する指揮命令は、乙が策定する災害救護支援計画に基づき、乙が行うものとする。

（医薬品等の輸送）

第8条 救護所で使用する医薬品等は、乙が備蓄する医薬品を使用するものとし、医薬品等の輸送は、原則として乙が行うものとする。

（医薬品費）

第9条 救護所において使用した医薬品等の実費は、甲が負担する。

2 後方医療施設における医薬品費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練への参加）

第10条 乙は、甲が行う防災訓練に関し甲の要請に基づき参加協力するとともに、当該訓練の参加者等において、傷病者が発生した場合の救護支援を併せて担当するものとする。

（紛争発生の際の措置）

第11条 本協定により実施した救護支援活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

（実費弁償等）

第12条 甲の要請に基づき、乙が救護支援活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師等の編成に伴うもの

イ 薬剤師等が救護支援活動に従事したことによる実費弁償

ロ 救護所で使用した医薬品等の実費弁償

ハ 薬剤師等が、救護支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練における救護支援活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による実費弁償等の額については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第13条 本協定を実施するため、この協定に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について、疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新するものとし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各本協定当事者署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成14年5月8日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

千葉県君津市久保2丁目13番1号
君津市
君津市長 三 浦 公 明

千葉県富津市下飯野2443番地
富津市
富津市長 白 井 貫

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市
袖ヶ浦市長 小 泉 義 弥

乙 千葉県木更津市桜井984番地3
君津木更津薬剤師会
会 長 堀 内 剛

3 木更津市地域防災計画に基づく災害時歯科医療救護活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と一般社団法人君津木更津歯科医師会（以下「乙」という。）とは、木更津市内で発生した大地震、暴風雨等により歯科医療活動の必要な災害が発生した場合に迅速な歯科医療救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、木更津市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、乙の君津木更津歯科医師会災害時歯科医療活動計画（以下「災害時歯科医療活動計画」という。）に基づき歯科医師等からなる歯科医療救護班を編成し、甲の指定場所に派遣するものとする。

（災害時歯科医療活動計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療活動計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、策定した災害歯科医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

3 乙は、自発的に災害時歯科医療計画に基づき救護所に派遣した場合、遅滞無く甲に報告するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設等に乙の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により歯科医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動により歯科医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）救護所及び避難収容施設等における歯科医療を必要とする被災者に対する応急処置

（2）災害時歯科医療活動計画で定めた歯科医療施設（以下「後方歯科医療施設」という。）への転送の要否及び転送順位の決定

（3）歯科医療記録等による身元確認の協力

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（指揮命令）

第7条 歯科医療救護班は、甲及び乙の協議に基づき、業務を実施するものとする。

2 歯科医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害歯科医療救護計画に基づき、乙が行うものとする。

（医薬品・歯科用機材等）

第8条 乙所属の歯科医療救護班が使用する医薬品、歯科用機材等は、原則として歯科医療救護班が携行するものとする。

（後方歯科医療施設への転送）

第9条 乙所属の歯科医療救護班は、救護所において後方歯科医療施設での医療を必要とする患者がある場合は、甲がその患者を円滑に後方歯科医療施設へ転送できるよう後方歯科医療施設に対し、受け入れ等の要請を行い、甲に協力するものとする。

（医療費）

第10条 救護所における歯科医療費は、無料とする。

2 後方歯科医療施設における医療費は、原則として患者負担とし、乙が患者に請求する。

（合同訓練）

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者等において傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(医事紛争発生の措置)

第 12 条 本協定により実施した歯科医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第 13 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第 14 条 本協定を実施するため、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 16 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 4 月 16 日

甲 木更津市潮見 1 丁目 1 番地
木更津市長 渡辺 芳邦

乙 木更津市新田 3 丁目 4 番地 30 号
一般社団法人君津木更津歯科医師会
会 長 鎌田 誠

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成27年4月16日付けをもつて締結した「木更津市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第13条の規定による実施細目は、次のとおりとする。

（歯科医療救護従事者の実費弁償）

第1条 協定書第13条第1項第1号アに規定する経費の額は、1回の出勤につき、次のとおりとする。

- (1) 歯科 医師 24,100 円
- (2) 看護師 15,100 円
- (3) 歯科衛生士 14,600 円
- (4) 事務職員 8,500 円

2 1回の出勤に係る医療救護活動の時間が4時間を超える場合は、前項に規定する額に、1時間当りそれぞれ次の各号に掲げる額（以下「単位加算額」という。）に4時間を超える時間数（以下「超過時間数」という。）を乗じて得た額を加算するものとする。ただし、従事時間が午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前9時までの場合は、単位加算額に100分の125を、また午後10時から午前5時までの場合は、100分の150を乗じて得た額に超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

- (1) 歯科 医師 6,000 円
- (2) 看護師 3,700 円
- (3) 歯科衛生士 3,600 円
- (4) 事務職員 2,100 円

（扶助費）

第2条 協定書第13条第1項第1号ウに規定する扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

（合同訓練参加経費）

第3条 協定書第13条第1項第2号に規定する合同訓練参加費については、無償とする。

2 協定書第13条第1項第2号に規定する合同訓練時における負傷、疾病、死亡の際の扶助費については、災害時の歯科医療救護活動の例による。

（費用弁償等の請求・報告）

第4条 乙は、協定書第13条の規定による費用弁償等の請求及び報告については、歯科医療活動終了後速やかに、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（別記第1号様式）に各歯科医療救護班ごとの歯科医療救護活動報告書（別記第2号様式）及び歯科医療救護班診療記録（別記第3号様式）を添えて請求するものとする。
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、薬品・歯科衛生資材使用報告書（別記第4号様式）を添えて請求するものとする。
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（別記第5号様式）により報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前各号の規定を準用するものとする。
- (5) 救護所を設置した歯科医療施設等において歯科医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は、第1号に掲げる様式のほか物件損傷報告書（別記第6号様式）を添えて請求するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか歯科医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）に定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第5条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（未収金の処理）

第6条 甲は、協定書第9条により転送された後方歯科医療施設において、災害時の歯科医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、支払義務者に対する調査を行い、支払不能の事情が判明した場合は、当該未収金につき支払義務者に代わって支払うものとする。

（協議）

第7条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決めるものとする。

この細目の締結を証するため、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年4月16日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市長 渡辺 芳邦

乙 木更津市新田3丁目4番地30号
一般社団法人君津木更津歯科医師会
会 長 鎌田 誠

4 災害時における物資の供給等に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と木更津市農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合の応急措置を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（物資の供給）

第 1 条 乙は、災害時に甲からの要請に基づき、乙が取り扱う物資を適正な価格で優先的に供給するものとする。

2 前項の規定による要請は、災害緊急物資要請書により行なうものとする。

（施設の提供）

第 2 条 乙は、災害時に甲からの要請に基づき、乙が所有又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供するものとする。

（救援活動）

第 3 条 乙は、災害時に甲からの要請に基づき、乙の所有する資機材及びその資機材を活用しての災害救援活動を行なうとともに、乙の協力組織に救援活動を要請するものとする。

（情報の提供）

第 4 条 乙は、乙が保有する応急活動に必要な情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙の協力活動に必要な限度で、甲が保有する情報を乙に提供するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第 5 条 甲及び乙は、災害時の（安否情報等の）連絡体制を整備するため、あらかじめその方策について協議をするものとする。

（期 間）

第 6 条 この協定の有効期間は、締結の日から 3 か年とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り、自動的に継続するものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じたときは、両者が協議し決定するものとする。

この協定書を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 13 年 5 月 16 日

甲 木更津市潮見 1 丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 須 田 勝 勇

乙 木更津市長須賀 382 番地
木更津市農業協同組合
代表理事組合長 福 原 嘉 一

以下省略

5 災害時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について木更津市（以下「甲」という。）とユニー(株)アピタ木更津店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 甲が、物資の供給を受けようとするときは、災害緊急物資要請書をもつて乙に要請するものとする。

（引渡し）

第 3 条 前条の規定により要請を受けた場合、乙は、甲に対し直ちに適正な価格で優先的に物資を引き渡すものとする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 か年とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り、自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有するものとする。

平成 13 年 7 月 16 日

甲 木更津市潮見 1 丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 須 田 勝 勇

乙 木更津市中尾伊豆島特定土地区 6 9
ユニー株式会社アピタ木更津店
店 長 渡 辺 信 行

以下省略

6 災害時における防災活動協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という）とイオン株式会社ジャスコ木更津店（以下「乙」という）及び株式会社木更津グリーンシティーショッピングセンター（以下「丙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、木更津市域で地震等による大規模災害が発生し、被災者の応急救助等に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙及び丙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙及び丙は、災害応急活動に係る活動要員を派遣し、甲の応急活動に従事させること。
- （2）乙及び丙は、乙及び丙の所有する災害活動用資機材を提供すること。
- （3）乙及び丙は、乙及び丙の店舗及び乙及び丙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。
- （4）乙及び丙は、乙及び丙の店舗において、被災者に対し避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- （5）乙及び丙は、乙及び丙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知りえた災害情報を提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めがない事項について、相互に協力を要請することが出来る。

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲、乙及び丙の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は甲においては木更津市総務部総務課防災対策担当、乙においてはイオン株式会社ジャスコ木更津店後方統括マネージャー、丙においては株式会社木更津グリーンシティーショッピングセンター管理課長とする。

2 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について、予め協議し定めておくものとする。

（経費の負担及び金額）

第5条 第2条第1項3号及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した経費は、甲と乙及び丙が協議して決定するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における適正な価格を基準に決定する。

（円滑な運用）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うとともに相互連携を図るための訓練を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は平成18年8月1日から有効とし、甲乙丙協議のうえ特別に定めた場合を除き、その効力を持続するものとする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年8月1日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市朝日3丁目10番19号
イオン(株)
ジャスコ木更津店 店長
廣 橋 義 徳

丙 木更津市朝日3丁目10番19号
(株)木更津グリーンシティーショッピングセンター
取締役ゼネラルマネージャー
石 原 和 男

7 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける、乙に対し飲料水の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、飲料水を供給するものとする。

（1） 乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した災害対応型自動販売機内の飲料水の商品を無償供給する。

なお、乙の設置する災害対応型自動販売機の設置先に関して増減又は変更があったときは、甲及び乙は、災害対応型自動販売機設置先について、別途確認書を結ぶものとする。

（2） 乙は、別表1に掲げる流通備蓄する飲料水の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に有償供給し、その価格は甲乙協議して決定する。

（3） 乙が前号に規定する飲料水を供給した場合は、甲は乙の請求に基づき代金の支払いを行うものとする。

（要請方法等）

第3条 甲は、飲料水の供給を求めるときは、災害時における飲料水供給要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、別表2に掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、飲料水を供給したときは、甲に災害時における飲料水供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（搬送）

第4条 乙は、前条の規定により第2条第2号に規定する有償飲料水を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、その都度甲乙協議して搬送方法を決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

（その他）

第7条 甲は、第2条第1号に掲げる災害対応型自動販売機設置に関し、乙と協議のうえ設置するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月27日

木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄
野田市中根310番地
乙 利根コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 青 木 良 元
代表取締役社長 茂 木 康三郎

別表 1（第 2 条第 2 号）

乙が流通備蓄する飲料水の数量	
商 品 名	流 通 備 蓄 の 数 量
ミネラル水	5 0 0 ケース
無糖茶飲料	4, 0 0 0 ケース
スポーツ飲料	1, 0 0 0 ケース
果汁飲料	1, 0 0 0 ケース

利根コカ・コーラボトリング（株）木更津支店 流通備蓄数

別表 2（第 3 条第 1 項）

緊急時の連絡先	
会社名	利根コカ・コーラボトリング株式会社
事業所名	木更津支店
住所	〒292－0833 千葉県木更津市貝渕 4－5－1 3
電話番号	0438-22-6225
F A X	0438-20-1080

以下省略

8 災害時における物資供給に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年2月26日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

新潟県新潟市南区清水4501番地1
 乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター
 理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

9 災害時における物資供給に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社せんだう（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の完了後、速やかにその実施状況を文書をもって甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年5月18日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 千葉県市原市八幡813番地
株式会社せんだう
代表取締役 木 口 誠 一

１０ 災害時における物資供給に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社 ケーヨー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第４条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第５条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２ 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の完了後、速やかにその実施状況を文書をもって甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第６条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２ 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第７条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２ 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第１０条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１１条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２１年１２月１日

千葉県木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄 印

千葉県若葉区みつわ台1丁目28番1号
乙 株式会社 ケーヨー
代表取締役 醍 醐 茂 夫 印

1 1 災害時における物資供給に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社ニトリ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の完了後、速やかにその実施状況を書面をもって甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 5月31日

千葉県木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄 ⑩

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
乙 株式会社 ニトリ
代表取締役 似 鳥 昭 雄 ⑩

12 災害時における防災活動協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という）とロック開発株式会社（以下「乙」という）及びマックスバリュ関東株式会社（以下「丙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、木更津市域で地震等による大規模災害が発生し、被災者の応急救助等に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙及び丙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

（1）乙及び丙は、災害応急活動に係る活動要員を派遣し、甲の応急活動に従事させること。

（2）乙及び丙は、乙及び丙の所有する災害活動用機材を提供すること。

（3）乙及び丙は、乙及び丙の店舗及び乙及び丙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。

（4）乙及び丙は、乙及び丙の店舗において、被災者に対し避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。

（5）乙及び丙は、乙及び丙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知りえた災害情報を提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めがない事項について、相互に協力を要請することが出来る。

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲、乙及び丙の要請（以下「要請」という）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は甲においては木更津市総務部総務行革課防災対策担当、乙においてはロック開発株式会社関東第一運営部長、丙においてはマックスバリュ関東株式会社総務部長とする。

2 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について、予め協議し定めておくものとする。

（経費の負担金及び金額）

第5条 第2条第1項3号及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における適正な価格を基準に決定する。

（円滑な運用）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行なうとともに相互連携を図るための訓練を行なうものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は平成22年8月24日から有効とし、甲乙丙協議のうえ特別に定めた場合を除き、その効力を持続するものとする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、これを定める。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年8月24日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 東京都千代田区神田佐久間河岸6-7 MBR9-9ビル5階
ロック開発株式会社
代表取締役 大 門 淳

丙 千葉県千葉市美浜区高洲3丁目2-1番1号 マルビ7専門館B1F
マックスバリュ関東株式会社
代表取締役 高 梨 和 人

13 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける、乙に対し飲料水の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、飲料水を供給するものとする。

（1）乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した別表1に掲げる災害対応型自動販売機内の飲料水の商品を無償供給する。

なお、乙の設置する災害対応型自動販売機の設置先に関して増減又は変更があったときは、甲及び乙は、災害対応型自動販売機設置先について、別途確認書を結ぶものとする。

（2）乙は、別表2に掲げる流通備蓄する飲料水の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に有償供給し、その価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（3）乙が前号に規定する飲料水を供給した場合は、甲は乙の請求に基づき代金の支払いを行うものとする。

（要請方法等）

第3条 甲は、飲料水の供給を求めるときは、災害時における飲料水供給要請書（別記第1号様式。

以下「要請書」という。）を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、別表2に掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、飲料水を供給したときは、甲に災害時における飲料水供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（搬送）

第4条 乙は、前条の規定により第2条第2号に規定する有償飲料水を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、その都度甲乙協議して搬送方法を決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満

了の日の1か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

（その他）

第7条 甲は、第2条第1号に掲げる災害対応型自動販売機設置に関し、乙と協議のうえ設置するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水越勇雄

東京都渋谷区本町3-47-10
乙 株式会社 伊藤園
総務部長 松本 功一

14 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）とヒラノ商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける、乙に対し飲料水の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、飲料水を供給するものとする。

（1）乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した別表1に掲げる災害対応型自動販売機内の飲料水の商品を無償供給する。

なお、乙の設置する災害対応型自動販売機の設置先に関して増減又は変更があったときは、甲及び乙は、災害対応型自動販売機設置先について、別途確認書を結ぶものとする。

（2）乙は、別表2に掲げる流通備蓄する飲料水の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に有償供給し、その価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（3）乙が前号に規定する飲料水を供給した場合は、甲は乙の請求に基づき代金の支払いを行うものとする。

（要請方法等）

第3条 甲は、飲料水の供給を求めるときは、災害時における飲料水供給要請書（別記第1号様式。

以下「要請書」という。）を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、別表2に掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、飲料水を供給したときは、甲に災害時における飲料水供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（搬送）

第4条 乙は、前条の規定により第2条第2号に規定する有償飲料水を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、その都度甲乙協議して搬送方法を決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満

了の日の1か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

（その他）

第7条 甲は、第2条第1号に掲げる災害対応型自動販売機設置に関し、乙と協議のうえ設置するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水越勇雄

木更津市潮浜1丁目17番地106
乙 ヒラノ商事株式会社
代表取締役 平野義和

15 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）とEXサービス株式会社木更津出張所（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける、乙に対し飲料水の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、飲料水を供給するものとする。

（1）乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した別表1に掲げる災害対応型自動販売機内の飲料水の商品を無償供給する。

なお、乙の設置する災害対応型自動販売機の設置先に関して増減又は変更があったときは、甲及び乙は、災害対応型自動販売機設置先について、別途確認書を結ぶものとする。

（2）乙は、別表2に掲げる流通備蓄する飲料水の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に有償供給し、その価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（3）乙が前号に規定する飲料水を供給した場合は、甲は乙の請求に基づき代金の支払いを行うものとする。

（要請方法等）

第3条 甲は、飲料水の供給を求めるときは、災害時における飲料水供給要請書（別記第1号様式。

以下「要請書」という。）を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、別表2に掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、飲料水を供給したときは、甲に災害時における飲料水供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（搬送）

第4条 乙は、前条の規定により第2条第2号に規定する有償飲料水を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、その都度甲乙協議して搬送方法を決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満

了の日の1か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

（その他）

第7条 甲は、第2条第1号に掲げる災害対応型自動販売機設置に関し、乙と協議のうえ設置するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水越勇雄

木更津市貝渕4丁目11番地13
乙 EXサービス株式会社木更津出張所
所長 蓮見英幸

16 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における仮設トイレ、発電機及びその他レンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時において必要とする機材を要請するときは、乙に対し、品目及び数量等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先的な提供に努めるものとする。

（引渡し等）

第4条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める手段により運搬するものとする。

2 甲が引渡しを受けるときには、甲は引渡場所に職員を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が提供した機材に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前の通常価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑且つ確実なものとするため、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があったときは、相互に速やかに届け出るものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び機材の提供等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 4月27日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ
代表取締役 小 沼 光 雄

17 災害時における衛生機材等の提供に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と有限会社上月衛生興業（以下「乙」という。）は、災害時における衛生機材等（以下「機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する別表に掲げる機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時において必要とする機材を要請するときは、乙に対し、品目及び仕様等を記載した文書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先的な提供に努めるものとする。

（引渡し等）

第4条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める手段により運搬するものとする。

2 甲が引渡しを受けるときには、甲は引渡場所に職員を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が提供した機材に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前の通常価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があったときは、相互に速やかに届け出るものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び機材の提供等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月11日

甲 千葉県木更津市潮見一丁目1番地
木更津市
木更津市長 水越 勇雄

乙 千葉県木更津市万石580番地1
有限会社 上月衛生興業
代表取締役 立石 照子

別表（第1条）

乙が常時保有する衛生機材の種類及び仕様

機 材 名 称	仕 様
仮設トイレ	軽水洗式大小兼用型 (レンタル)
救 急 トイレQQ	ポケット携帯用トイレ

有限会社 上月衛生興業

18 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない

限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 1 月 28 日

甲 千葉県木更津市潮見一丁目 1 番地
木 更 津 市
木 更 津 市 長 水 越 勇 雄

乙 埼玉県本庄市東富田 88-2
株式会社カインズ
代表取締役社長 土 屋 裕 雅

19 大規模災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）、イオンリテール株式会社（以下「乙」という。）及びイオンモール株式会社（以下「丙」という。）とは、甲の市政区域内において大規模災害が発生した場合の相互補完体制について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市域で地震等による大規模災害が発生した場合において、甲及び乙、丙が相互にその能力を最大限に活かして人道的見地から、丙が管理運営するショッピングモールであるイオンモール木更津（以下「本SC」という。）における被災者の応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の内容）

第2条 甲は大規模災害発生時、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこれに応じる。

（1）乙の店舗において、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

（2）乙は、被災者に対する甲の広報・告知活動に協力し、甲から要請された情報を可能な範囲で被災者に提供すること。

2 甲は大規模災害発生時、丙に対し次の事項について協力を要請することができ、丙はこれに応じる。

（1）本SCの駐車場において、避難場所、食糧・生活物資等を集積する場所を可能な範囲で、合理的期間内において提供すること。

（2）丙は、被災者に対する甲の広報・告知活動に協力し、甲から要請された情報を可能な範囲で被災者に提供すること。

3 乙又は丙は、前項に定めのない事項についても、甲からの要請が為されたときは可能な限りの協力を惜しまない。

4 前各項にかかる費用については、甲と乙又は丙が協議して別途定めるものとする。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲からの要請は、原則文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りではないが、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては木更津市防災担当部署の長とし、乙においてはイオン木更津店 店長、丙においては、イオンモール木更津ゼネラルマネージャーとする。

（協力体制）

第5条 第1条に定める目的のため、甲及び乙、丙は、事前に緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定め、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は平成27年6月 日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1ヶ月前までに甲、乙又は丙いずれからも異議が述べられないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とする。

3 前2項にかかわらず、本SCの営業が終了したときはこの協定書は終了する。

（疑義等の決定）

第7条 この協議に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙、丙が協議の上、これを定めるものとする。

以上、合意の証として本協定書3通を作成して甲乙丙それぞれその各1通を保有する。

平成27年 6月 4日

甲	千葉県木更津市潮見1丁目1番地 木更津市長 渡辺 芳 邦
乙	千葉県木更津市築地1番4 イオンリテール株式会社 イオン木更津店 店 長 石 河 康 明
丙	千葉県木更津市築地1番4 イオンモール株式会社 イオンモール木更津 ゼネラルマネージャー 山 下 啓 次

20 災害時におけるタブレット型端末の提供に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）とHYUNDAI IT JAPAN（株）（以下「乙」という。）は、災害時におけるタブレット型端末（以下「端末」という。）の提供に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する端末を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時において必要とする端末を要請するときは、乙に対し、数量等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、端末の優先的な提供に努めるものとする。

（引渡し等）

第4条 端末の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの端末の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める手段により運搬するものとする。

2 甲が引渡しを受けるときには、甲は引渡場所に職員を派遣し、端末を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 端末の使用に係る費用は無料とする。

（端末の損傷等の対応）

第6条 端末を使用した場合に、端末の損傷等については、甲が復旧等に係る費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前の通常価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（連絡責任者）

第7条 この協定の実施に関する連絡を円滑且つ確実なものとするため、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があったときは、相互に速やかに届け出るものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び端末の提供等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 6月16日

甲	千葉県木更津市潮見1丁目1番地 木更津市 木更津市長 渡 辺 芳 邦	㊟
乙	東京都新宿区早稲田鶴巻町534 川尻ビル2階 HYUNDAI IT JAPAN 株式会社 代表取締役 金 泰 亨	㊟

2 1 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社セブンーイレブン・ジャパン以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定書を締結する。

（要請）

第1条 甲が災害対策本部を設置し次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）木更津市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）木更津市以外の災害について、甲が関係自治体等から物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の供給の可否を決定するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（供給物資の照会）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第8条 甲は、平時または災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第9条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（連絡責任者の報告）

第10条 甲と乙は、この協定書締結後速やかに「連絡責任者届（別紙3）」により相手方に連絡責任者を報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第11条 甲は、第1条又は第9条の要請を行った場合において、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定書の有効期限は平成27年12月11日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定書解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年12月11日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井 阪 隆 一

2 2 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

木更津市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等（以下「福祉用具等物資」という。）を確保することに関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に、福祉用具等物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力の要請）

第3条 災害時において、甲が福祉用具等物資を必要とするときには、甲は、乙に対して、供給について協力を要請することができる。また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう関係部署との連絡調整を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（供給の要請手続き）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等により要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（引渡し）

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該引渡し場所において甲が確認して引取るものとする。

（適合の確認）

第8条 福祉用具等物資の適合の確認は、甲の要請に対し、必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等物資の適合を確認するものとする。

（運搬）

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が福祉用具等物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また、甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

（損害の負担）

第11条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（福祉用具等物資の紛失、福祉用具等物資が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（費用）

第12条 第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資、及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報交換)

第 13 条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び福祉用具等物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第 14 条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第 15 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第 16 条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 28 年 2 月 25 日

甲 千葉県木更津市富士見 1 丁目 2 番 1 号

木更津市

木更津市長 渡辺 芳邦

㊞

乙 東京都港区浜松町 2 丁目 7 番 15 号

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 小野木 孝二

㊞

以下省略

23 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社イベント・コミュニケーションズ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、機材を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において機材を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な機材の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、機材の供給を実施したときは、その供給の完了後、速やかにその実施状況を文書をもって甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲が引渡しを受けるときは、甲は引き渡し場所に職員を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定により、乙が供給した機材の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における通常価格を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 機材の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月4日

甲 千葉県木更津市富士見1丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦 印

乙 千葉県木更津市潮浜1丁目17番21号
株式会社 イベント・コミュニケーションズ
代表取締役 太田 一 哉 印

2 4 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、木更津市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、木更津市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN

利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 4月25日

甲) 木更津市富士見1丁目2番1号
木更津市
木更津市長

乙) 千葉県千葉市中央区南町2丁目18番6号
株式会社ゼンリン
東京第二支社
支社長

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「ID等」
本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。
- (2) 「アクセス権者」
対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。
- (3) 「対象機器」
甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。
- (4) 「本サービス」
乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。
- (5) 「本システム」
本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。
- (6) 「本データ」
本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

25 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）、千葉三菱コルト自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失によ

り保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

原則として、甲の地域内で使用する。

故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 13 条第 3 項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 13 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 14 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 3 月 1 2 日

甲 千葉県木更津市富士見 1 丁目 2 番 1 号
木更津市
市長

乙 千葉県千葉市美浜区新港 179 番地
千葉三菱コルト自動車販売株式会社
代表取締役 取締役社長

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO

26 災害時における物資調達に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、木更津市に大規模な災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合、又は木更津市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、若しくは甲が救援の必要があると認めるとき、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の木更津倉庫店が保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙の木更津倉庫店が保有する物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- （1） 災害により供給能力が低減した場合
- （2） 災害により他の優先義務が発生した場合
- （3） 乙が被災した場合
- （4） 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第2号）等に基づき、甲乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（解除）

第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年7月21日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺 芳邦

乙 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号
コストコホールセールジャパン株式会社
日本支社長 ケン・テリオ

27 災害時における段ボール製品の調達に関する協定

木更津市（以下「市」という。）とコバシ株式会社（以下「コバシ」という。）とは、災害時における段ボール製品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市の管轄地域内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、市は物資を必要とするときは、書面によりコバシに対し、物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、書面を提出するいとまがないときは、口頭、電話、電子メール等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 コバシは、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、市は、コバシが物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとし、市とコバシは協力の実施に必要な協議を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製間仕切りをはじめとする段ボール製品
- (2) その他、コバシの取り扱い商品

（物資の引き渡し）

第5条 市及びコバシは、第3条の協議において引き渡し場所を決める。引き渡しは、市が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

- 2 コバシは、引き渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を市に報告するものとする。
- 3 コバシは最大限の努力をもって協定を履行するよう努めるが、履行することが困難な事情がある場合、市はこれを承諾する。

（費用）

第6条 コバシが供給する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を市が負担するものとする。

- 2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、協力要請時の直近の価格を基準とし、市が協議等において決定するものとする。

（連絡体制等）

第7条 市及びコバシは、この協定に関する窓口を定め、相手側に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。なお、連絡窓口については書面で通知するものとする。

（車両の通行等）

第8条 市は、第2条の要請に基づきコバシが物資を運搬等する際に、「緊急通行車両」として、緊急又は優先的に通行できるよう、可能な限り配慮するものとする。

（協議等）

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、市及びコバシは、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

- 2 市は、必要があると認めるときは、コバシに対し、生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。
- 3 コバシは、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、市又はコバシで既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、コバシいずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市及びコバシは、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、市とコバシが協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、市、コバシそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年8月28日

市	住所	木更津市富士見一丁目2番1号
	氏名	木更津市 木更津市長 渡 辺 芳 邦
コバシ	住所	東京都中央区京橋1丁目4番13号 セントラル京橋ビル3階
	氏名	コバシ株式会社 代表取締役社長 小 橋 里 嘉

28 災害時における水陸両用車両の貸与に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社勝浦ホテル三日月（以下「乙」という。）とは、木更津市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）等における、乙の所有する水陸両用車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が行なう活動（以下「災害活動等」という。）に使用するため、乙の所有する水陸両用車両の貸与を受けることに関し必要な事項を定めるものとする。

（水陸両用車両）

第2条 乙が甲に対して貸与する水陸両用車両は、次に掲げるものとする。

ARGO Avenger 8×8 Responder

（災害活動等）

第3条 甲が、水陸両用車両（第2条に規定する水陸両用車両をいう。以下同じ。）を使用して行なう災害活動等は、次に掲げるものとする。

- (1) 木更津市の沿岸部、河川周辺、湖沼周辺及び災害による浸水区域周辺（以下「臨水域」という。）における被災者の救助
- (2) 臨水域が経路上に含まれる場合の避難者の輸送及び物資運搬
- (3) 避難訓練及び水陸両用車両の操作研修
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な活動

（貸与の要請）

第4条 甲は、水陸両用車両の貸与を必要とする場合は、書面により要請するものとする。ただし、書面を提出するいとまがないときは、口頭、電話、電子メール等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとし、甲は、乙が水陸両用車両の貸与を迅速かつ安全に行なうことができるよう必要な協力を行なうものとする。

（水陸両用車両の引渡し）

第5条 乙は、前条第1項の規定による要請を受け、水陸両用車両を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者に対して引渡しを行なうものとする。

（貸与期間及び返却）

第6条 水陸両用車両の貸与期間は、災害時においては必要な活動が終了するまでを基本とし、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

2 水陸両用車両の返却場所は、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、水陸両用車両の貸与及び引渡場所までの運搬は、無償で行なうものとする。

2 貸与期間中の水陸両用車両に係る費用（燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、この協定に基づく正当な費用について乙より支払いの請求があった場合は、速やかに乙に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第9条 甲は、貸与を受けた水陸両用車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙が指示する使用の条件を遵守する。
- (2) 故障又は何らかの原因により水陸両用車両を使用できなくなったときは、速やかに乙に連絡し、甲と乙で対応を協議するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲と乙で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所有する。

令和2年12月25日

甲	住所	木更津市富士見一丁目2番1号
	氏名	木更津市 木更津市長 渡辺 芳 邦

乙	住所	千葉県勝浦市墨名820番地
	氏名	株式会社 勝浦ホテル三日月 代表取締役 小 高 芳 宗

２９ 災害時における食料調達に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と株式会社ごはんクリエイト（以下「ＧＣ社」という。）とは、災害救助に必要な食料の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、木更津市に大規模な災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、市がＧＣ社の協力を得て行う食料の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（食料の定義）

第２条 この協定において食料とは、ＧＣ社が行う、地産地消食材の廃棄を減らして有効活用を図り、かつ、災害時に利用可能な加工保存食を、計画的に製造し定期的に消費・補充しながら常時一定量を確保する取り組み（以下「ローリングストック事業」という。）により、ＧＣ社が保有する加工保存食（以下「ストック食」という。）をいう。

（協力要請）

第３条 市は、災害時においてストック食を必要とするときは、ＧＣ社に対してストック食の調達について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第４条 ＧＣ社は、前条の規定により市の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びにＧＣ社の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を市に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) ＧＣ社が被災した場合

（要請手続）

第５条 市は、出荷要請書（様式第１号）により、ＧＣ社に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第６条 運搬は、市又は市の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、市はＧＣ社に対して運搬の協力を求めることができる。

（価格）

第７条 スtock食の価格は、市とＧＣ社協議の上、別に定めるものとする。

（支払）

第８条 市は、ＧＣ社が提供したストック食の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、ＧＣ社からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

２ 市が支払うべき代金等は、ストック食の供給及び搬出後、ＧＣ社の提出する出荷確認書（様式第２号）等に基づき、市とＧＣ社協議の上決定するものとする。

（協議）

第９条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、市とＧＣ社協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第１０条 市とＧＣ社は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、GC社いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、市、GC社いずれか一方が解除日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、市GC社記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月8日

住所 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
氏名 木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

住所 千葉県木更津市大和一丁目8番3号原ビル1F
氏名 株式会社ごはんクリエイト
代表取締役 野 口 利 一

年 月 日

出 荷 要 請 書

様

木更津市長 印

災害時における食料調達に関する協定書第5条の規定により、次の食料の供給を要請します。

品名	規格	数量	引渡場所	引渡日時

年 月 日

出 荷 確 認 書

木更津市長 様

印

年 月 日付の出荷要請書により、次の食料を供給したことを報告します。

品名	規格	数量	備考

受取確認者

印

30 災害時における応急活動の協力に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と株式会社KURKKU FIELDS（以下「KF」という。）は、災害時において、応急活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市の管轄地域内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、応急活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 市及びKFは、災害時に相互に協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 市及びKFは、相手方に前条の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

（協力事項）

第4条 KFは、第2条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。ただし、他の優先義務が発生した場合及びKFが被災した場合などは、この限りではない。

- (1) KFが市内において所有又は管理する施設（以下「KFの施設」という。）を、避難場所及び物資集積場所等として提供する。
- (2) KFの施設のトイレ、シャワー、水道及び携帯電話等の充電用の電源等を避難者の利用に供する。
- (3) KFが保有する、KFの施設で生産、加工した食料品等を提供する。
- (4) 市の広報その他の災害に関する情報を市民に提供する。
- (5) その他必要と認められる事項。

2 市は、前項の協力の伴い必要となる協力を、次のとおり行うものとする。

- (1) KFの応急活動に必要な情報の提供。
- (2) KFの応急活動に係る広報。
- (3) KFの応急活動に必要な資器材の貸与及び消耗品の提供。
- (4) その他必要と認められる事項。

（情報共有）

第5条 第4条第2項第1号に係る情報のほか、市及びKFは、相互協力に必要な災害情報等を共有するものとする。

（連絡責任者等の報告）

第6条 市及びKFは、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、市、KF双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 応急活動に係る費用の負担については、市とKFの協議により決定するものとする。ただし、第4条第1項第3号にかかる費用については、市が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準に決定するものとする。

（秘密の保持）

第8条 市及びKFは、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、市とKF協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、KFいずれからも書面による協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で有効期限を1年間延長するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、市、KF記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月19日

住所 木更津市富士見一丁目2番1号
氏名 木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

住所 木更津市矢那2503
氏名 株式会社KURKKU FIELDS
代表取締役 江 良 慶 介

3 1 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）、HW ELECTRO株式会社（以下「乙」という。）とは、木更津市域に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者並びに避難者の救援活動を円滑に行うため、災害時における電動車両等の支援に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く知らしめ、甲、乙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）前一号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた乙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（別記第1号様式）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう）については、甲

が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠償保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- 1 乙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- 2 原則として、甲の地域内で使用する。
- 3 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年6月24日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 東京都江東区青海2丁目7-4 theSOHO639
HW ELECTRO株式会社
代表取締役 蕭 偉 城

3 2 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が迅速かつ的確に対応し、甲の管理する道路、河川・水路その他の公共土木施設の機能を確保し、又は回復することにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めたときは、道路、河川・水路等の応急修理、障害物の除去その他の応急活動（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

(協力体制)

第3条 乙は災害時の応急活動を速やかに行うため、あらかじめ区域を設定し、その区域の応急活動を行う者（以下「施工業者」という。）を定めておくこととする。ただし、災害時の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ設定された区域を変更することができるものとする。

(要請手続)

第4条 甲が乙に対してする要請手続は、次の区分に従うものとする。

(1) 連絡可能な時の要請

甲は、通常の連絡方法が可能な時は、電話等により乙に協力要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

(2) 連絡不可能な時の要請

乙又は施工業者は、災害により電話が途絶し甲との連絡が不可能な時は、甲の協力要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

(3) 施工業者は、応急活動を行う時は、概算見積書（別記第1号様式）を提出するものとする。

(4) 甲が乙に対してする要請手続に基づき応急活動を行う場合の契約書の作成については、省略するものとする。

(協力活動)

第5条 施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

(報告書の提出)

第6条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、事後同報告書を提出するものとする。

2 施工業者は、応急活動終了後災害応急活動完了報告書（別記第3号様式）を、甲に提出するものとする。

(費用の精算)

第7条 施工業者は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

2 応急活動に要した費用の精算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と施工業者が協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を終了させる意思を表示しないときは、そのまま自動的に更新されたものとする。

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年4月16日

甲 木更津市潮見一丁目1番地
木更津市
木更津市長 渡辺 芳邦

乙 木更津市潮見三丁目13番S号
木更津市建設業協同組合
理事長 水越 実

以下省略

3 3 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と木更津電業会（以下「乙」という。）とは、風水雪害、地震その他の災害が発生し、また発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急活動について、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が迅速かつ的確に対応し、甲の管理する道路、河川・水路その他の公共土木施設の電気設備、電気器具又は配線（以下「公共土木施設の電気設備」という。）の機能を確保し、又は回復することにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めたときは、道路、河川・水路等の公共土木施設の電気設備の修理、その他の応急活動（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は災害時の応急活動を速やかに行うため、あらかじめ区域を設置し、その区域の応急活動を行う者（以下「施工業者」という。）を定めておくこととする。ただし、災害時の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ設定された区域及び場所を変更することができるものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対してする要請手続は、次の区分に従うものとする。

（1）連絡可能な時の要請

甲は、通常の連絡方法が可能な時は、電話等により乙に協力要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

（2）連絡不可能な時の要請

乙又は施工業者は、災害により電話が途絶し甲との連絡が不可能な時は、甲の協力要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

（3）施工業者は、応急活動を行う時は、災害応急活動概算見積書（別記第1号様式）を提出するものとする。

（4）甲が乙に対してする要請手続に基づき応急活動を行う場合の契約書の作成については、省略するものとする。

（協力活動）

第5条 施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

（報告書の提出）

第6条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、事後同報告書を提出するものとする。

2 施工業者は、応急活動終了後、災害応急活動完了報告書（別記第3号様式）を、甲に提出するものとする。

（費用の精算）

第7条 施工業者は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

2 応急活動に要した費用の精算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と施工業者が協議の上決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を終了させる意思を表示しないときは、そのまま自動的に更新されたものとする。

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

乙

3 4 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と木更津市測量調査設計協同組合（以下「乙」という。）とは、風水雪害、地震その他の災害が発生し、また発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急活動について、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が迅速かつ的確に対応し、甲の管理する道路、河川・水路その他の公共土木施設の機能を確保し、又は回復することにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めたときは、道路、河川・水路等の応急修理、障害物の除去その他の応急活動（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は災害時の応急活動を速やかに行うため、あらかじめ区域を設置し、その区域の応急活動を行う者（以下「施工業者」という。）を定めておくこととする。ただし、災害時の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ設定された区域及び場所を変更することができるものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対してする要請手続は、次の区分に従うものとする。

（1）連絡可能な時の要請

甲は、通常の連絡方法が可能な時は、電話等により乙に協力要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

（2）連絡不可能な時の要請

乙又は施工業者は、災害により電話が途絶し甲との連絡が不可能な時は、甲の協力要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

（3）施工業者は、応急活動を行う時は、概算見積書（別記第1号様式）を提出するものとする。

（4）甲が乙に対してする要請手続に基づき応急活動を行う場合の契約書の作成については、省略するものとする。

（協力活動）

第5条 施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

（報告書の提出）

第6条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、事後同報告書を提出するものとする。

2 施工業者は、応急活動終了後、災害応急活動完了報告書（別記第3号様式）を、甲に提出するものとする。

（費用の精算）

第7条 施工業者は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

2 応急活動に要した費用の精算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と施工業者が協議の上決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を終了させる意思を表示しないときは、そのまま自動的に更新されたものとする。

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

乙

３５ 災害時における石油類燃料の供給に関する協定

木更津市（以下「市」という。）と千葉県石油商業協同組合木更津支部（以下「組合支部」という。）とは、木更津市域に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者並びに避難者の救援活動を円滑に行うため、石油類燃料の供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時に、速やかに石油類燃料の供給を確保することにより、迅速な応急対策を実施し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力事項）

第２条 組合支部は、市の実施する応急対策に必要な石油類燃料の供給について協力するものとする。

（協力の要請）

第３条 市は、第１条の目的を達成するため石油類燃料の供給を受けようとするときは、石油類燃料の供給等要請書（別記第１号様式）により、組合支部会員の協力を要請するものとする。

（供給の実施）

第４条 組合支部会員は、前条の規定による要請を受けたときは、市に対し、可能な範囲で優先的に石油類燃料の供給を行うものとする。

（石油類燃料の引渡し）

第５条 市は、組合支部会員の指定する場所で石油類燃料の引渡しを受けるものとする。ただし、組合支部会員の指定する場所での引渡しが著しく困難な場合、組合支部会員はその運搬に協力するものとする。

（報告手続）

第６条 組合支部会員は、第３条の規定による要請を受けて協力を行った場合には、救援実施報告書（別記第２号様式）により、市に報告するものとする。

（経費の負担）

第７条 市の要請に基づき組合支部会員が供給する石油類燃料の代金及び第５条ただし書きの規定により組合支部会員が行ったときに要する運搬経費の負担は、市と組合支部会員が協議のうえ決定する。

（供給価格の決定）

第８条 市の要請に基づき組合支部会員が供給する石油類燃料の価格は、要請の直前における石油製品の市場価格を基準とし、市と組合支部会員が協議のうえ決定する。また、組合支部会員が石油類燃料の運搬を行ったときに要する経費は、市と組合支部会員が協議のうえ決定する。

（輸送車両の優先通行）

第９条 市は、災害時に組合支部会員が石油類燃料を輸送する車両について、災害対策基本法第７６条第１項の規定による緊急通行車両として通行できるよう、緊急通行車両等事前届出済証の交付に必要な手続を行うものとする。

（営業再開への協力）

第１０条 市は、災害時において市民等への石油類燃料の供給を安定させるため、組合支部会員が給油所施設等の安全を確認したうえで営業を再開するときは、これに協力するよう努めるものとする。

（供給体制の構築）

第１１条 市は、災害時に組合支部会員が石油類燃料の供給能力を十分に発揮できるよう、内閣が閣議決定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に留意するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、組合支部いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で有効期限を1年間延長する。

(協議)

第13条 市と組合支部は、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議のうえ定めるものとする。また、定期的な協議を行うものとする。

2 この協定に関し、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、市と組合支部が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、市、組合支部それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年5月26日

住所 木更津市富士見一丁目2番1号

氏名 木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

住所 君津市人見1040番地1

氏名 千葉県石油商業協同組合 木更津支部
支部長 谷 田 民 一

36 電気自動車を活用したまちづくり連携協定書

木更津市（以下「甲」という。）、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）、千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社、及び株式会社日産サテリオ千葉（以下「丙」という。）並びにハナダ電気技術工業（以下「丁」という。）は、甲が目指す「木更津SDGs推進モデル ORGANIC CITY PROJECT」の実現並びに乙及び丙が目指す持続可能な社会の実現に向けた「ゼロ・エミッション」、「ゼロ・フェイタリティ」の取組において相互に連携し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、電気自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの削減、災害対策の強化及びエネルギーの地産地消等の地域課題の解決に取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1）環境対策に関すること。
- （2）防災・災害対策に関すること。
- （3）地域活性化に関すること。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に掲げる連携事項を効果的に実施するため、具体的な取組の実施に関し、別途覚書を取り交わすものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、連携した取組によって得られた成果を発信する。ただし、プレスリリースその他の対外発表を行う場合においては、あらかじめ相互に合意を得るものとする。

（法的義務等）

第3条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が前条第1項に掲げる連携事項を確認することを目的とし、同項に掲げる連携事項の全部又は一部の実施に関して、相互に何らの法的義務を負わせるものではない。

2 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定期間及び更新）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、各自1通を保有する。

令和2年6月5日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
市長

乙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
常務執行役員

丙 千葉県千葉市中央区都町三丁目2番2号
千葉日産自動車株式会社
取締役社長 最高執行責任者

千葉県千葉市中央区都町三丁目2番2号
日産プリンス千葉販売株式会社
取締役社長

千葉県千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番21号
株式会社日産サテリオ千葉
取締役社長

丁 千葉県木更津市八幡台三丁目18番10号
ハナダ電気技術工業
代表

3 7 災害時における燃料等の供給に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と(社)千葉県エルピーガス協会木更津支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害が甲の地域内に発生し、応急措置のため緊急に燃料等が必要になった場合の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を確保することにより迅速な応急対策を実施し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

（燃料等の種類）

第 2 条 燃料等の種類は、L P ガス・器具及び付帯工事とする。ただし、その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で要請に応じるものとする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、第 1 条の目的を達成するため燃料等の供給を受けようとするときは、緊急物資要請書（別記様式 1）により、乙の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙の会員に直接協力を要請できるものとする。

（供給の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で優先的に燃料等の供給を行うものとする。

（燃料等の引渡し）

第 5 条 乙は、甲の指定する場所で燃料等の引渡しをするものとする。ただし、甲の指定する場所での引渡しが著しく困難な場合、甲はその運搬に協力するものとする。

（供給価格の決定）

第 6 条 甲の要請に基づき乙が供給する燃料等の価格は、災害の発生する直前の単価契約を基準として乙が統一価格を設定し、甲乙協議のうえ決定する。また、乙が燃料等の運搬を行ったときに要する経費は、甲乙協議のうえ決定する。

（輸送車両の誘導）

第 7 条 甲は、災害時に乙が燃料等を輸送する車両について、誘導できるよう配慮するものとする。

（費用の精算）

第 8 条 供給した燃料等の費用は、乙が取りまとめたうえ、甲に請求（別記様式 2）するものとする。

（協定の有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協 議）

第 10 条 甲乙は、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議のうえ定めるものとする。

2 この協定に関し、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 5 通を作成し、各本協定当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 15 年 12 月 1 日

甲 木更津市潮見 1 丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

君津市久保 2 丁目 13 番 1 号
君津市
君津市長 三 浦 公 明

富津市下飯野 2443 番地

富津市

富津市長 白 井 貫

袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1

袖ヶ浦市

袖ヶ浦市長 小 泉 義 弥

乙 木更津市潮浜 2 丁目 6 番地 7

社団法人 千葉県エルピーガス協会

木更津支部長 池 田 岩 夫

以下省略

38 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

木更津市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、木更津市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、甲乙間で平成20年6月5日付け締結の「木更津市防災行政無線の活用に関する協定書」は、この協定締結をもって失効するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して停電復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（1） 乙から甲への主な要請

- ① 甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請
- ② 甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（2） 甲から乙への主な要請

乙が保有する広報車による広報活動の要請

（停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有）

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、木更津市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

4 甲は、木更津市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、木更津市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

（1） 乙が甲に提供する情報

- ① 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- ② 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況
- ③ プレスリリースの内容

（2） 甲が乙に提供する情報

- ① 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報
- ② 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③ 住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

（重要施設の優先復旧）

第5条 木更津市内の停電復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は、優先すべき施設リストを乙に提供する。

- ・生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- ・指定避難所として開設されている施設
- ・災害対応の中核機能となる甲の災害対策本部が存在する施設
- ・上下水道施設などライフライン施設

2 乙は、停電復旧計画の策定にあたっては、前項に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、前項の施設リストに沿った停電復旧が困難な場合は、双方で調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、木更津市内において停電が発生した場合は、乙が実施可能な広報手段にて情報発信を行うとともに、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定書に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年5月22日

木更津市富士見1丁目2番1号

甲 木更津市

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市貝渕3丁目13番40号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

木更津支社長 飯尾 真

39 災害時における市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定

木更津市において、大規模な災害が発生した場合に災害拠点として使用する市有施設（以下「市有施設」という。）の応急処置及び被災者が一時的に居住する応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設を実施するため、木更津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、木更津市地域防災計画に基づき、市有施設の応急処置及び住宅の建設についての協力を求める
ときの手続きを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における住宅とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する住宅を
いう。

（要請の手続き）

第3条 甲は、市有施設の応急処置及び住宅の建設の要請にあたっては、建築場所、規模、着工期日その他必要と認
める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合、
甲は後に前記文書をもって乙に連絡するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、市有施設の応急処置及び住宅の建設が速やかに実施されるよう甲
に協力するものとする。

（費用の精算）

第5条 前条の市有施設の応急処置及び住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 市有施設の応急処置及び住宅の建設に要した費用の精算は、千葉県積算基準を準用し、甲と乙が協議のうえ決定
するものとする。

（報告）

第6条 乙は、市有施設の応急処置及び住宅の建設について協力できる建設能力等の状況について、災害協力体制申
出書（別記第1号様式）を協定締結後速やかに、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に
対して、随時報告を求めることができる。

（窓口）

第7条 この協定の業務に関する甲の窓口は、木更津市営繕担当部署とする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙 が文書をもって協定の
終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 木更津市潮見一丁目1番地
木更津市
木更津市長 水越 勇雄

乙

40 災害時の相互協力に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）は、次のとおり災害時の相互協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市及びドコモが相互に協力して市民生活の安定を図るため、通信手段の確保等に関し必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 市及びドコモは、木更津市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び市が被災した他市区町村への応援を要請された場合において、相互に協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 市及びドコモは、相手方に前条の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

（相互協力事項）

第4条 ドコモは、第2条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。なお、ドコモは、災害を考慮し、市と協議の上、災害対策基本法におけるドコモの指定公共機関としての活動に支障のない範囲で協力事項の詳細を決定できるものとする。

- (1) 指定避難所等への無料充電及びWi-Fiサービスの提供
- (2) 携帯電話等の貸与
- (3) 前2号に付随する支援

2 市は、前項の協力の伴い必要となる協力を行うものとする。

（敷地の利用）

第5条 市は、第2条に掲げる要請を受けたときは、携帯電話サービスの維持又は復旧のために必要となる敷地（移動基地局車、可搬型無線装置、ヘリコプターの離発着等で利用する場所）の利用について、協力するものとする。

（情報共有）

第6条 市及びドコモは、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等を共有することができるものとする。

（災害対策における相互連携）

第7条 市及びドコモは、災害時における取組の円滑な実施を目的に、次に掲げる事項について相互に連携し取り組むこととする。

- (1) 市の防災訓練への参加等
- (2) 市の災害に関する計画及び各種マニュアルの策定等の支援
- (3) 市の災害対策本部と避難所等との連絡手段の検討
- (4) 市民等への情報伝達手段の検討
- (5) 前各号に付随する事項及びその他本協定の協力内容に関連する事項

2 市及びドコモは、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うことができる。

3 ドコモは、連携事項の一部を、市との協議の上、ドコモの関係会社（別紙）に実施させることができる。その場合、各当事者の責任の範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（車両の通行）

第8条 市は、ドコモが使用する車両を緊急通行車両として通行できるよう協力するものとする。

(災害対応活動に対するスペースおよび海上輸送手段の確保)

第9条 市は、ドコモが災害復旧活動を実施するために資機材設置の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）および海上輸送手段の確保と使用（木更津市とセントラル株式会社の協定「災害時等における船舶の使用等に関する協定書」に基づく。）に協力するものとする。

また、災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

候補地：木更津市潮見一丁目

(連絡責任者等の報告)

第10条 市及びドコモは、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、市、ドコモ双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 第4条第1項第1号及び第9条に掲げる協力にドコモが要する経費は、原則としてドコモが負担し、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる協力並びに第7条に掲げる取組に要する経費の負担については、市とドコモの協議により決定するものとする。

(秘密の保持)

第12条 市及びドコモは、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、市とドコモ協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、ドコモいずれからも書面による協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市、ドコモ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月10日

木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市

木更津市長 渡辺 芳 邦

千葉市中央区新町1000番地

株式会社NTTドコモ

千葉支店長 平 松 孝 朗

別紙

ドコモの関連会社一覧

会社名	所在地
株式会社ドコモCS	東京都港区赤坂一丁目8番1号
日本コムシス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
株式会社協和エクシオ	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
株式会社ミライト	東京都江東区豊洲五丁目6番36号

4 1 災害発生時におけるボランティア活動等に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と災害ボランティア 愛・知・人(ai-chi-jin)（代表理事 赤池博美。以下「愛知人」という。）は、次のとおり災害時のボランティア活動等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、市及び愛知人が相互に協力して市民生活の安定を図るため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 市及び愛知人は、木更津市域で災害が発生した場合、相互に協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 市及び愛知人は、相手方に前条の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

（相互協力事項）

第4条 愛知人は、第2条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。ただし、他の優先義務が発生した場合及び愛知人が被災した場合などは、この限りではない。

- (1) 被災家屋の応急復旧、応急処置
- (2) 被災地域の清掃作業、消毒作業及び災害廃棄物の撤去作業
- (3) 被災地域での炊き出し
- (4) 被災者の心身をケアするイベントの開催
- (5) 被災地域での無人航空機による家屋等の被災状況調査
- (6) その他必要と認められる事項

2 市は、前項の協力（以下「ボランティア活動」という。）に伴い必要となる協力を、次のとおり行うものとする。

- (1) 被災地の情報及びボランティア活動に必要な情報の提供
- (2) ボランティア活動に係る広報
- (3) ボランティア活動に必要な資器材の貸与及び消耗品（ブルーシート等）の提供
- (4) ボランティア活動に必要な市所有地及び施設の利用許可（車両待機、資器材の保管等）
- (5) ボランティア活動従事者の宿泊場所の提供
- (6) その他必要と認められる事項

（車両の通行）

第5条 市は、前条第2項に定めるほか、愛知人が使用する車両を緊急通行車両として通行できるよう協力するものとする。

（情報共有）

第6条 第4条第2項第1号に係る情報のほか、市及び愛知人は、相互協力に必要な災害情報等を共有するものとする。

（連絡責任者等の報告）

第7条 市及び愛知人は、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、市、愛知人双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 ボランティア活動に係る費用の負担については、市と愛知人の協議により決定するものとする。ただし、次に掲げる費用については、市が負担するものとする。

- (1) ボランティア活動で使用した消耗品に係る費用（事前に協議をしたものに限る。）
- (2) ボランティア活動で使用した車両及び重機に係る燃料費（愛知人の拠点と本市の往復に係る燃料費及び高速道

路通行料金を含む。) 及び賃借料

(秘密の保持)

第9条 市及び愛知人は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、市と愛知人協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、愛知人いずれからも書面による協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、市、愛知人記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月21日

住所 木更津市富士見一丁目2番1号
氏名 木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

住所 愛知県春日井市上条町5-100
栄林ハイツ第二 102
氏名 災害ボランティア 愛・知・人(ai-chi-jin)
代表理事 赤 池 博 美

4 2 災害時における応急対策の協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と千葉土建一般労働組合かずさ支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、木更津市域に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策の実施について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、「応急対策協力要請書」（別記様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い応急対策を実施するものとする。

（応急対策の内容）

第3条 協力要請する応急対策は、次に掲げる業務とする。

- （1）避難所等の公共施設の応急補修
- （2）その他、甲が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、協力要請を受けた場合において、速やかに応急対策を実施できるよう、常に乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた資器材の供給体制について、整備するものとする。

（適用範囲）

第5条 本協定の適用範囲は、甲乙協議のうえ決定するものとし、かつ、乙の指揮・管理された者の業務のみとする。

（報告）

第6条 乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、「応急対策完了報告書」（別記様式2）を、遅滞なく甲に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 協力要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法等については、千葉県積算基準及び木更津市財務規則等に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第8条 協力要請に基づき応急対策に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙、いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月17日

甲 住所 木更津市富士見一丁目2番1号

氏名 木更津市

木更津市長

乙 住所 君津市杵師3-2-5

氏名 千葉土建一般労働組合かずさ支部

執行委員長

4 3 災害時等における船舶の使用等に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）とセントラル株式会社（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、木更津市域における「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する被害（以下「災害等」という。）」に関する活動のため、船舶の使用等の必要が生じた場合、その活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、木更津市域に災害等が発生した場合、乙に対し、乙所有の船舶の使用等について協力を要請することができる。

2 前項の要請については、船舶等使用要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話又はその他の方法により要請できるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条に規定する要請を受けた時は、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について、甲の指示に基づき、協力の実施を行うものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙が前条の規定により実施した活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、その代金を支払うものとする。

2 前条の費用については、適正価格とし、甲乙協議し定めるものとする。

（連絡責任者等）

第5条 災害等の要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者名簿（別記第2号様式）を作成し、甲乙各自保有するものとする。

2 乙は、連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を甲に速やかに提出するものとする。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定は、平成18年11月13日から効力を有するものとし、甲乙協議のうえ特別に定めた場合を除き、その効力を持続するものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた時は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年11月13日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市富士見3丁目1番22号
セントラル株式会社
代表取締役 元 吉 和 江

以下省略

4 4 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム千葉 木更津局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、木更津市に「木更津市地域防災計画」が扱う対象とする地震、津波、風水害又は大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙の協力は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。

- (1) 乙の社員及び関係者による人的支援
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続き）

第3条

甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

（服務）

第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。

（災害補償）

第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（車両保険の取り扱い）

第9条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

（連絡担当者）

第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加

(3) 「協力体制に関する報告書」に基づく、乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供

(4) その他災害時に協力が必要な事項

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 元年 7月 16日

甲 木更津市富士見1-2-1 木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

乙 千葉県木更津市大和2-7-15 株式会社
ジェイコム千葉 木更津局局长 浜 端 基 次

4 5 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

木更津市（以下「甲」という。）とポルシェジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、又は発生するおそれがある場合における甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙の協力は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。

- (1) 乙の社員及び関係者による人的支援
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づき要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

（服務）

第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱い、乙の定めによるものとする。

（災害補償）

第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（車両保険の取り扱い）

第9条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受ける際にかかる費用については、全て乙の負担とする。

(連絡担当者)

第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) 「協力体制に関する報告書」に基づく、乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供
- (4) その他災害時に協力が必要な事項

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
虎ノ門ヒルズ森タワー29階
ボルシェジャパン株式会社
代表取締役社長 ミヒャエル・キルシュ

4 6 災害時等におけるCATVによる災害情報の放送に関する協定書

(趣旨)

第1条 木更津市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、市民の安全と生活等に必要な情報（以下「災害情報」という。）を提供するため、木更津市（以下「甲」という。）が株式会社ジェイコム千葉木更津局（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害情報等の発信)

第2条 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請に基づき乙の判断により、コミュニティチャンネルの通常の放送を中断、又はテロップ等により災害情報の放送を行う。また、放送時間についても必要に応じて通常の放送を超えて行うものとする。

2 前項の災害情報の放送内容は、甲の把握する情報の範囲内でおおむね次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災発生及び延焼の状況
- (2) 市民の避難及び避難所開設に関する状況
- (3) 主に人的・住家に関する被害状況
- (4) ライフラインの状況
- (5) 交通機関の運行状況
- (6) 甲及び市内各防災関係機関の措置状況
- (7) その他市民の安全と生活に必要とされる情報

(連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡を円滑、且つ確実なものとするため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

(効力)

第4条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 1月10日

甲 木更津市潮見1丁目1番
木更津市
木更津市長

乙 木更津市大和2丁目7番15号
株式会社ジェイコム千葉木更津局
取締役木更津局長

4 7 災害時における災害情報の放送に関する協定書

(趣旨)

第1条 木更津市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、市民の安全と生活等に必要な情報（以下「災害情報」という。）を提供するため、木更津市（以下「甲」という。）が、かずさエフエム株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(災害情報等の発信)

第2条 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請に基づき乙の判断により、通常のコミュニティ放送を中断する等し、災害情報の放送を行う。また、放送時間についても必要に応じて通常の放送を超えて行うものとする。

2 前項の災害情報の放送内容は、甲の把握する情報の範囲内でおおむね次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災発生及び延焼の状況
- (2) 市民の避難及び避難所開設に関する状況
- (3) 主に人的・住家に関する被害状況
- (4) ライフラインの状況
- (5) 交通機関の運行状況
- (6) 甲及び市内各防災関係機関の措置状況
- (7) その他市民の安全と生活に必要とされる情報

(連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡を円滑、且つ確実なものとするため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

(効力)

第4条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 4月 1日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長

乙 木更津市富士見1丁目2番1号
かずさエフエム株式会社
代表取締役社長

4 8 防災行政無線等の活用に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、防災行政無線、きさらづ安心・安全メール、及びその他市所有の広報ツール（以下、総称して「防災行政無線等」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市の区域内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給に関する何らかの問題が生じ、市民の安全に問題が生じる恐れがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に、市民に情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が防災行政無線等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民の安全確保と不安の軽減を図ることを目的とする。

（発信の依頼）

第2条 乙は、災害、事故、乙の所有するガス供給設備の故障等により、ガスの安全に関わる事象が発生した場合には、甲乙協議の上別に定めるところにより、防災行政無線等による情報発信を甲に依頼する。（以下「発信の依頼」という。）

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく乙からの依頼を受けた場合は、防災行政無線等による情報発信（以下「発信」という。）を行う。ただし、発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、発信に関し必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。
- 3 甲は、ガスの安全に関わる事象に関し市民に正確な情報を伝え、もって市民の安全を確保するため、乙からの依頼事項に記載された発信内容を正確に発信するよう努めなければならない。
- 4 甲は、乙からの依頼があっても発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

（連絡責任者）

第4条 甲乙は、発信の依頼および実施に関する連絡を確実かつ円滑に行うことができるように連絡責任者を置くこととする。

- 2 前項の連絡責任者およびその職務は、別紙「防災行政無線等の活用に関する運用要領」（以下「運用要領」という。）に定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定書及び運用要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定書の有効期間は契約締結の日から 1 年間とする。ただし、契約期間満了日の 1 か月前までに甲及び乙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に 1 年間延長されるものとし以降も同様とする。

平成27年1月15日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
市長 渡辺 芳邦

乙 千葉県千葉市美浜区幸町一丁目6番地8号
東京瓦斯株式会社千葉支社
支社長 東郷 康次郎

49 災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に関する協定

木更津市(以下「甲」という。)と木更津市内郵便局(以下「乙」という。)は、木更津市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、木更津市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(郵便局)

第3条 乙は、前条の事項を甲に提供するにあたり、別表に掲げる郵便局の協力を得るものとする。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、第2条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 木更津市 総務部危機管理課長

乙 日本郵便株式会社 木更津郵便局 総務部長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年12月4日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺芳邦

乙 木更津市中央二丁目6番地15
日本郵便株式会社
木更津郵便局長 中村昌昭

木更津市畑沢三丁目15番地15
日本郵便株式会社
木更津畑沢郵便局長 豊田雅之

木更津市木更津二丁目1番地14
日本郵便株式会社
木更津大和町郵便局長 香々美理一

木更津市真里谷251番地1
日本郵便株式会社
富来田郵便局長 若梅和広

別表(第3条)

木更津大久保郵便局	木更津桜井郵便局
木更津中島郵便局	木更津吾妻郵便局
巖根郵便局	木更津新田郵便局
木更津長須賀郵便局	木更津幸町郵便局
下郡郵便局	木更津真舟郵便局
清川郵便局	木更津清見台郵便局
木更津八幡台郵便局	木更津東太田郵便局
木更津請西郵便局	

50 災害に係る情報発信等に関する協定

木更津市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、木更津市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、木更津市が木更津市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ木更津市の行政機能の低下を軽減させるため、木更津市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、木更津市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、木更津市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、木更津市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 木更津市が、木更津市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 木更津市が、木更津市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 木更津市が、災害発生時の木更津市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 木更津市が、木更津市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 木更津市が、木更津市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 木更津市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、木更津市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく木更津市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、木更津市から提供を受ける情報について、木更津市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、木更津市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、木更津市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、木更津市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年2月22日

木更津市：千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

5 1 災害等における公衆衛生活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と千葉中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害等における公衆衛生活動の支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、木更津市内で地震、風水害及びその他の災害の発生又は新型インフルエンザ等の感染症が大流行した場合（以下「災害等」という。）において、多数の死者及び被災者等が発生した際の迅速かつ円滑な公衆衛生活動を実施するため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等における公衆衛生活動を実施する必要が生じた場合は、次に掲げる事項について乙に対し、協力を要請するものとする。

- (1) 遺体の収容、安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の使用
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 甲は、前項の規定による要請は次に掲げる事項を記載した業務協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、電話等で要請し、その後速やかに業務協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請日時
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 要請する期間
- (5) 要請する場所
- (6) 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- (7) その他要請に必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、前条第1項各号に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条第1項各号に掲げる業務を実施したときは、次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

- (1) 遺体の収容、安置のために要した資機材及び消耗品の使用数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び所属事業所名
- (2) 遺体安置のために使用した部屋の数及び日数並びに安置した遺体の数
- (3) 遺体搬送等のために使用した寝台車及び霊柩車等の台数と走行距離数
- (4) その他甲が乙に指示した事項に関すること

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、事実と相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、経費を甲に請求するときは、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える業務を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から請求があったときは、乙が指定する支払い先に速やかに支払うものとするものとする。

(価格の決定)

第8条 経費の請求にあたっては、遺体の収容、安置のために要した資機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額等を参考とするとともに、市場の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害等における円滑な支援協力が図れるよう、広域にわたる応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置くものとする。甲は環境部環境衛生課長がこれにあたり、乙は代表理事の職にある者をもってこれに充てる。

(情報の提供)

第11条 乙は、協力業務の遂行中に収集した災害等に関する情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、災害等における支援協力を行った際に知り得た個人に関する情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害等における円滑な支援協力が図れるよう、この協定による協力ができる乙の会員名簿を毎年3月末までに甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間の効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水越 勇雄

乙 千葉市中央区中央3丁目5番3号
千葉中央葬祭業協同組合
代表理事 並木 義幸

５２ 災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市（以下総称して「４市」といい、個別に「各市」という。）と君津地域清掃事業協同組合（以下「組合」という。）は、４市の市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の仮設トイレの調達、設置及び撤去（以下「供給」という。）又はし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時において、仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行い、住民生活の支障の排除に資することを目的とする。

（協力要請）

第２条 各市は、災害時において、仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬の必要があると判断したときは、組合に対し、その実施の協力を要請することができるものとする。

２ 組合は、前項の規定により、各市から協力の要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、優先的に仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬を行うものとする。

（対象施設）

第３条 前条に規定するし尿等の収集の対象となる施設は、災害対策基本法第４９条の７に規定する指定避難所（以下「避難所」という。）とする。

（要請手続）

第４条 第２条に規定する組合に対する要請手続きは、避難所の場所を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬の実施）

第５条 組合は、前条による要請があったときは、必要な人員及び物品を調達し、各市の指示に従い、仮設トイレの供給又は避難所のし尿等の収集運搬を行うものとする。

２ 組合は、前条による要請に従って避難所に仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬を実施したときは、速やかにその実施結果を文書により各市に報告するものとする。

（費用負担）

第６条 組合が実施した仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬にかかる費用については、各市が負担するものとする。ただし、費用の算定は、災害の発生する直前の標準価格を基準とし、協議の上、決定する。

（情報交換）

第７条 ４市と組合は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

２ 組合は、役員、連絡体制等に変更があった場合は、４市に報告するものとする。

（協議）

第８条 この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、４市と組合が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、４市又は組合が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書５通を作成し、４市及び組合が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年６月１７日

千葉県木更津市富士見一丁目２番１号
木更津市
市長 渡辺 芳 邦

千葉県君津市久保二丁目１３番１号
君津市
市長 鈴木 洋 邦

千葉県富津市下飯野 2 4 4 3 番地
千葉県富津市
富津市長 佐久間 清 治

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1
千葉県袖ヶ浦市
市 長 出 口 清

千葉県木更津市新田三丁目 5 番 1 5 号
君津地域清掃事業協同組合
理事長 鳥 井 利 久

5 3 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目 的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）

第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。
(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。
(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書 81 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

5 4 木更津海上保安署と消防機関との業務協定

(目 的)

第1条 本協定は、沿岸、海上に於ける船舶の火災について、木更津海上保安署（以下保安署という）と木更津市消防本部（以下消防機関という）が相互に協力して円滑に消火活動を行なうことを目的とする。

(区 域)

第2条 本協定の適用区域は原則として各消防機関が管轄する区域の地先水面（陸岸付近）とする。

(分 担)

第3条 本協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は消防機関が主として行ない保安署はこれに協力するものとする。

イ 埠頭または岸壁に繋留された船舶及び上架または入渠中の船舶。

ロ 河川、湖沼における船舶。

(2) 上記(1)以外の海上における船舶の消火活動は主として保安署が行ない消防機関はこれに協力するものとする。

(原因、損害の調査)

第4条 船舶火災の原因ならびに火災及び消火により受けた損害の調査について、保安署と消防機関相互の要請あるいは協議がなされた場合はこれに従い協力して行なうものとする。

(船舶火災の通報)

第5条 保安署または消防機関は単独で船舶の火災を知った場合は相互にその旨を速報するものとする。

(消火活動等の連絡)

第6条 保安署または消防機関はそれぞれ単独で消火活動等に従事した場合は相互に速やかにその顛末を連絡するものとする。

(経費の負担)

第7条 船舶の消火活動に必要な化学消火剤等、資材の補給について相互に協力するものとし、消火活動に要した経費は出動した機関が負担するものとする。

ただし、特に多額の経費を要した場合における経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(連絡調整)

第8条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため海上保安署及び消防機関は地方防災会議等を活用しておおむね次の事項について連絡調整を行なうものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要機材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(実施の細目)

第9条 本協定の実施について必要な事項及び疑義等が生じた場合は、その都度両者が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 本協定の締結を証するため正本2通を作成し両者において各1通を保管するものとする。

(付 則)

本協定は昭和46年6月1日から効力を生ずる。

木更津海上保安署長	稲田収吾	印
木更津市消防長	佐藤美子男	印

5 5 災害時における相互応援に関する協定書

木更津市と綾瀬市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、木更津市又は綾瀬市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した木更津市又は綾瀬市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における木更津市及び綾瀬市（以下「両市」という。）間相互の法第67条第1項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供
- (4) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する内容及びその人員
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量
- (6) 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項（応援に要した費用の負担）

第4条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。

(資料の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第7条 両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両市は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月26日

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市長 渡辺 芳 邦

神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 古 塩 政 由

5 6 災害時相互応援等に関する協定書

愛知県岡崎市と千葉県木更津市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条の 2 の規定に基づき、協定市において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 2 条 被災し、応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第 7 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第 4 条 応援のため派遣された職員は、被災市の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第 6 条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が対応するものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第 7 条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

- 2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努める。
- 3 協定市は、前項の規定により災害対策強化のため研修、情報交換等を行い、防災力の向上に努める。

（他の協定との関係）

第 8 条 この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（有効期間）

第 9 条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協定期間が満了する日の 30 日前までに、協定市のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後におい

ても同様とする。

(その他)

第 10 条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方署名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和元年 9 月 1 日

千葉県木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市

木更津市長 渡辺 芳邦

愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市

岡崎市長 内田 康宏

5 7 災害時における相互応援に関する協定書

木更津市と太田市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、木更津市又は太田市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した木更津市又は太田市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における木更津市及び太田市（以下「両市」という。）間相互の法第67条第1項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供
- (4) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する内容及びその人員
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量
- (6) 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。

(資料の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第7条 両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両市は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月13日

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市長 渡 辺 芳 邦

群馬県太田市浜町2番35号

太田市長 清 水 聖 義

5 8 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、木更津市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（別記様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、要請書を交付する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（別記様式第2号）により実施者名を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

（認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう市内の家屋の調査。
- (2) 甲が発行したり災証明について市民からの相談の補助。
- (3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。
- (4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（木更津市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月16日

甲 木更津市潮見一丁目1番地
木更津市
木更津市長 水越 勇雄

乙 千葉市中央区中央港一丁目23番25号
千葉県土地家屋調査士会
会長 笠原 孝

以下省略

5 9 災害時における消防用水等の確保に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と千葉アクア生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う消防用水等の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において消防用水等の供給を受けることが必要な事態が発生した場合は、乙に対して協力要請書（別記第1号様式）により消防用水等の供給の協力要請を行うことができる。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、協力要請書による要請のいとまがない場合は、電話等により、要請書の内容を伝え要請できるものとする。この場合において、甲は、事後、速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、協力要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、別に定める標章を車両に掲げ、指定された場所に出動し、甲の指示する消防用水等の供給（以下「供給業務」という。）を行うものとする。

（指定連絡先）

第3条 甲及び乙は、協力要請に係る指定連絡先を定めるものとする。

2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合又は変更が生じた場合は、互いに通知するものとする。

（報告）

第4条 乙は、供給業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、供給業務を完了したときは、業務内容報告書（別記第2号様式）により甲に対して報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 供給業務に要した経費は、実費を勘案し、甲乙協議して負担額を決定するものとする。

（損害の負担）

第6条 供給業務により、第三者に損害が生じた場合は、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

（訓練の実施）

第7条 甲及び乙は、消防用水等の確保の業務を円滑に実施するため、機会を捉えて訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練の実施及び参加に要する経費は、甲乙それぞれの負担とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年11月20日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
君津市長 石 井 宏 子

千葉県富津市下飯野 2 4 4 3 番地
富津市
富津市長 高 橋 恭 市

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1
袖ヶ浦市
袖ヶ浦市長 出 口 清

乙 千葉県木更津市大和二丁目 1 番 2 号
千葉アクア生コンクリート協同組合

理事長 勝 呂 和 彦

以下省略

60 船舶等火災における消火等の協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社新日本海洋社（以下「乙」という。）は、船舶火災等の消火活動等に際し、乙が甲に対し行う協力（以下、「消火協力業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域に存するふ頭又は岸壁に係留された船舶の火災及び木更津港湾区域に隣接した甲の行政区域内の建物火災等（以下「災害」という。）における消火協力業務に関し、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、消火協力業務を必要とする災害が発生した場合には、乙に対し口頭又は電話をもって協力要請できるものとし、事後速やかに甲は、協力要請書（別記第1号様式）を乙に提出するものとする。

2 前項により要請を受けた乙は、出動可能な曳船を配船し、可能な範囲で甲の指揮の下、消火活動に協力するものとする。

（消火協力業務）

第3条 乙は、消火協力業務を開始したときは、業務を開始した日時、場所、業務内容等を口頭又は電話をもって甲に報告するものとする。

2 乙は、消火協力業務を完了したときは、業務内容報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（指定連絡先）

第4条 甲及び乙の前条の協力要請に係る指定連絡先は、次のとおりとする。

甲：木更津市消防本部 警防課

住所 〒292-0834 千葉県木更津市潮見二丁目8番地

電話 (0438) 23 9184

(0438) 22 0119 (24時間)

乙：株式会社新日本海洋社 君津支店

住所 〒292-0836 千葉県木更津市新港8番地6

電話 (0438) 37 1155

2 甲及び乙は、指定連絡先に変更が生じた場合は、互いに通知するものとする。

（費用負担）

第5条 消火協力業務に要した乙の費用は、木更津港曳船料率表（本船G/T 20,000吨未満）に基づいて算出し、使用した資機材の費用と合わせて甲の負担とする。

（損害補償）

第6条 消火協力業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、「千葉縣市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉縣市町村総合事務組合条例第1号）」を適用するものとする。

（訓練の実施）

第7条 甲及び乙は、業務を円滑に実施するため、機会を捉えて訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練の実施及び参加に要する乙の費用は、木更津港曳船料率表（本船G／T 20，000 吨未満）に基づいて算出し、甲の負担とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項について、甲及び 乙は信義誠実の原則に従って協議し、定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年7月22日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市

木更津市長

乙 千葉県木更津市新港8番地6
株式会社新日本海洋社 君津支店

支店長

6 1 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と木更津商工会議所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 木更津商工会館（6階建て）

○所 在 地 木更津市潮浜1-17-59

○所 有 者 木更津商工会議所

○構 造 等 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階、塔屋1階

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

○避難場所 3階（貸室552㎡）、6階（貸室167㎡）

○収容人数 120人～150人

○避難経路 施設内の階段を使用し、上階へ

○入 口 正面玄関及び北側職員通用口

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事業により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 9 月 26 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市潮浜 1 丁目 17 番地 59
木更津商工会議所
会頭 荒井 弘 導

6 2 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社木更津支社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 東京電力株式会社木更津支社ビル

○所在地 木更津市貝渕三丁目13番40号

○所有者 東京電力株式会社

○構造等 鉄筋コンクリート造 地上5階建て

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

○避難場所 東京電力株式会社木更津支社 社屋本館及び別館屋上

○収容人数 560名

○避難経路 別紙避難経路図のとおり

○入口 別紙避難経路図のとおり

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 1 月 6 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市貝渕 3-13-40
東京電力株式会社
木更津支社長 土 田 鋼 太 郎

6 3 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム千葉木更津局（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 株式会社ジェイコム千葉木更津局社屋

○所 在 地 木更津市大和二丁目7番15号

○所 有 者 株式会社ジェイコム千葉木更津局

○構 造 等 鉄筋コンクリート造 5階建て

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

○避難場所 株式会社ジェイコム千葉木更津局 社屋3階・4階及び屋上

○収容人数 200人 ～ 250人

○避難経路 社屋内非常階段を使用し、上層階へ

○入 口 正面玄関

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 1 月 5 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市大和二丁目 7 番 15 号
株式会社ジェイコム千葉木更津局
木更津局長 松 葉 憲 二

6 4 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社勝浦ホテル三日月（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 龍宮城 スパホテル三日月
- 所在地 木更津市北浜町1番地
- 所有者 株式会社 勝浦ホテル三日月
- 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造り
ホテル棟10階建て、スパ棟5階建て

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- 避難場所 スパ棟5階
- 収容人数 2,000人
- 避難経路 スパ棟内階段を使用し5階へ
- 入口 スパ棟正面玄関

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 4 年 2 月 2 4 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 勝浦市墨名 8 2 0 番地
株式会社勝浦ホテル三日月
代表取締役 小 高 芳 男

6 5 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社サンセルモ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 株式会社 サンセルモ エルセルモアクア21

○所在地 木更津市富士見三丁目1番1号

○所有者 株式会社 サンセルモ

○構造等 鉄骨鉄筋コンクリート3階建て（SRC）

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

○避難場所 3階・屋上

○収容人数 2000人

○避難経路 館内階段を使用

○入口 北・西及び東側の3箇所の館内入口

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 1 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木 更 津 市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 東京都港区浜松町一丁目 20 番 8 号
浜松町一丁目ビル 5
株式会社サンセルモ
代表取締役 安 田 幸 史

6 6 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社かずさクリーンシステム（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 君津地域広域廃棄物処理施設（かずさクリーンシステム）
- 所在地 木更津市新港17番2
- 所有者 (株)かずさクリーンシステム
- 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- 避難場所 工場棟3階（第2工場）
- 収容人数 400人
- 避難経路 館内階段を使用して3階へ
- 入口 平日・勤務時間内は第2工場棟の玄関から
休日・夜間等時間外は第1工場の玄関から

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 4 年 4 月 1 2 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市新港 1 7 番 2
株式会社かずさクリーンシステム
代表取締役 木 田 和 夫

6 7 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社シーエイチアイ東京ベイプラザホテル（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 東京ベイプラザホテル

○所 在 地 木更津市新田二丁目2番1号

○所 有 者 株式会社シーエイチアイ 東京ベイプラザホテル

○構 造 等 新館：鉄筋コンクリート造り4階建て（RC）

旧館：鉄筋コンクリート造り5階建て（RC）

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

○避難場所 新館 3階大広間

○収容人数 500人

○避難経路 新館：館内階段を使用して3階へ

○入 口 正面玄関

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

(一時避難施設の終了)

第 12 条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 5 月 18 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市新田二丁目 2 番 1 号
株式会社シーエイチアイ
東京ベイプラザホテル
代表取締役 露 崎 強

6 8 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）とリリー木更津管理組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 リリー木更津
- 所在地 木更津市中央三丁目6番1号
- 所有者 リリー木更津管理組合
- 構造等 鉄筋コンクリート造（RC）13階建て

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- 避難場所 3階以上の共用廊下
- 収容人数 300人
- 避難経路 非常階段を使用
- 入口 非常階段（南北の2箇所）

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 1 月 28 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市中央 3－6－1
リリー木更津管理組合
理事長 高橋 勝

6 9 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と社会医療法人 社団 同仁会 木更津病院（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 社会医療法人社団 同仁会 木更津病院
- 所在地 木更津市岩根二丁目3番1号
- 所有者 社会医療法人社団 同仁会 木更津病院
- 構造等 鉄筋コンクリート構造6階建て（RC造り）

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- 避難場所 非常階段、共用廊下、屋上（別図参照）
- 収容人数 150人
- 避難経路 非常用階段を使用し、上層階へ避難
- 入口 非常用階段（北側）

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 5 年 4 月 1 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木 更 津 市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市岩根二丁目 3 番 1 号
社会医療法人社団 同仁会 木更津病院
理 事 長 中 村 和 成

70 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鵬和会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（住民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙へ掲載すること、及び当該施設への案内表示等を行うことにより広く住民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム さつき園

○所在地 木更津市長須賀1219番地

○所有者 社会福祉法人 鵬和会

○構造等 鉄筋コンクリート造り3階建

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

○避難場所 特別養護老人ホームさつき園屋上

○収容人数 200人

○避難経路 東側階段を利用し、屋上へ至る。

○入口 正面玄関

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、津波に関する警報や注意報が発表されたときから、それらが解除される等、津波の恐れがなくなったときまでとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 5 年 4 月 1 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市長須賀 1 2 1 9 番地
社会福祉法人 鵬和会
理事長 桂 山 佐 登 美

7 1 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社新昭和 以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の経営・運営する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、木更津市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 木更津ワシントンホテル

○所 在 地 木更津大和1丁目2番1号

○所 有 者 株式会社 新昭和

○構 造 等 鉄筋コンクリート造り8階建て（RC）

（使用範囲）

第5条 甲は、一時避難施設として使用する範囲を次のとおりとする。

○避難場所 2階 レストラン、宴会場及び共用部（計733㎡）

○収容人数 244人

○避難経路 館内階段及びエレベーター、エスカレーターを使用して2階へ

○入 口 正面玄関

2 ただし、緊急を要する場合においては前項の規定にかかわらず、上層階へ避難することができる。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき使用施設を一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 使用施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の第5条に記載する使用範囲の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

(一時避難施設の終了)

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月23日

甲	住所	木更津市富士見一丁目2番1号
	氏名	木更津市 木更津市長 渡 辺 芳 邦
乙	住所	千葉県君津市東坂田四丁目3番3号
	氏名	株式会社 新昭和 代表取締役 松 田 芳 己

7 2 津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社東京湾アクアライン管理事務所（以下「乙」という。）は、津波襲来時に、乙が管理する高速道路の区域の一部を甲が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的及び範囲）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が襲来又はそのおそれがある場合における一時避難場所として、乙が管理する高速道路区域のうち別添図に示す範囲（以下「使用箇所」という。）を甲が一時使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（目的外使用の禁止）

第2条 甲は、前条に規定の目的及びそれに付随する行為（甲乙の事前協議のもと行われる訓練を含む）以外には使用しないものとする。

2 甲は、前項を遵守するために必要な措置を、乙と協議し、定めるものとする。

（使用期間）

第3条 甲が使用箇所を一時使用できる期間は、木更津市内に津波が襲来し、又は津波警報が発令されるなど津波襲来のおそれが生じたときから、発令された津波警報が解除されるなど、津波避難の必要がなくなった時までとする。

（使用料）

第4条 甲が本協定により使用箇所を一時使用する際の使用料は、無償とする。

（避難訓練）

第5条 甲は、第2条に規定する訓練において対象箇所を一時使用する場合、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、乙は甲に協力するものとする。

（原状復旧）

第6条 本協定による高速道路区域の一時使用に起因して道路施設が損傷したときは、甲の負担により原形に復旧することを原則とし、その復旧方法については甲が乙と協議するものとする。

（安全対策）

第7条 甲は、高速道路区域の一時使用にあたって、ホームページや広報紙等へ掲載や施設への案内表示等を行なうことにより、津波発生時の一時避難場所として広く市民に周知するとともに、乙と協議のうえ地域住民等の安全確保に努めるための、必要な安全対策等を講じるものとする。

2 甲は、乙の管理する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は高速道路区域内に新たな施設を設けようとするときは、甲はあらかじめ乙と協議のうえ、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、一時使用により乙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに乙に届け出て、甲の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

2 本協定による一時使用に伴い発生した第三者の損害及び事故等については、乙は一切の責任を負わない。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解約しようとするときは、30日前までに相手方に対し解約の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月30日

甲 木更津市潮見一丁目1番地

木更津市

木更津市長 渡辺 芳 邦

乙 木更津市中島2533

東日本高速道路株式会社関東支社

東京湾アクアライン管理事務所

所 長 西 川 孝 一

別添図 省略

7 3 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時の緊急的な一時避難施設（以下「一時避難施設」という。）としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と海上自衛隊航空補給処（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙が管理する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、又は施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における一時避難施設としての使用用途は、緊急的な一時避難に限るものとする。

（一時避難施設の名称、使用場所等）

第4条 乙は、次に掲げる施設を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- （1）名 称 海上自衛隊航空補給処 Z-1 倉庫
- （2）所在地 木更津市江川無番地
- （3）構造等 鉄骨造3階建
- （4）使用場所 Z-1 倉庫3階（別紙第1のとおり。）
- （5）収容人数 150名
- （6）避難経路 別紙第2のとおり。

（施設変更等の通知）

第5条 乙は、増改築等により一時避難施設の構造等又は避難経路に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、又は何らかの事由により使用不可能になるときは、事前に甲に通知するものとする。

（使用の通知）

第6条 甲は、一時避難施設を使用するときは、文書又は別に示す「津波発生緊急連絡網」により事前に乙に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

（費用）

第7条 一時避難施設の使用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第8条 一時避難施設の使用に伴い発生した施設、備品等の損傷等の損害（地震、津波等の災害によるものを除く。）については、甲が現状復旧に要する費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は、一時避難施設の使用の際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第10条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報又は津波警報が発表されたときから、当該警報の解除等により津波による被害のおそれなくなった時までとする。

なお、当該使用期間が過ぎてなお避難した地域住民等が一時避難施設を退去しないとき、甲は、乙の必要に応じ、甲の責任において当該住民等を他の施設に移動させるものとする。

（使用の終了）

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了するときは、文書又は口頭により乙に通知するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 7 年 5 月 2 9 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木 更 津 市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 木更津市江川無番地
海上自衛隊
航空補給処長 猫 橋 敏 文

7 4 災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

災害時等における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と、㈱ホテルロイヤルガーデン（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の所有する施設を津波時における一時避難場所及び災害時における帰宅困難者の一時避難所として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（住民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙に掲載すること、及び当該施設への案内表示等を行うことにより広く住民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用の用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 ホテルロイヤルガーデン木更津
- 所在地 木更津市大和1-8-14
- 所有者 株式会社ホテルロイヤルガーデン
- 構造等 鉄筋コンクリート造り7階

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

（1）津波時における一時避難場所

- 避難場所 2階から7階フロア
- 収容人数 180人
- 避難経路 屋内階段を利用
- 入 口 正面玄関

（2）災害時における帰宅困難者の一時避難所

- 避難場所 1階から7階フロア
- 収容人数 180人
- 収容場所 2階以上は屋内階段を利用
- 入 口 正面玄関

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙緊急連絡網により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を一時避難施設として使用した場合に、施設の破損等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、当該施設に被災者や帰宅困難者が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(使用期間)

第 11 条 一時避難施設の使用期間は、災害等が発生し、または発生する恐れがあるとき、気象庁から警報等が発表されたとき、及び災害等により帰宅困難者が発生したとき等から、それらの危険性がなくなったとき、または帰宅困難の状況が解消されたとき等までとする。

(一時避難施設の終了)

第 12 条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 10 月 15 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地

木更津市

木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市大和一丁目 8 番 14 号

株式会社ホテルロイヤルガーデン

代表取締役 鎌 田 淳 一

7 5 災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

災害時等における一時的に避難する施設（以下「一時避難施設」という。）としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と、稻荷山新御堂寺（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の管理する施設（土地及び建物）を一時避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、木更津市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または当該施設への案内表示等を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用の用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用範囲）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設総称 新御堂寺
- 所在地 木更津市本郷3-1-19
- 施設詳細 別紙図面のとおり
- 構造等 木造 平屋建て
- 収容人数 16人

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（一時避難施設の開設）

第6条 甲は、次の場合、利用施設を一時避難施設として開設を要請することができる。ただし、甲の要請以前に、乙の判断により一時避難施設を開設する場合は、これを妨げない。

- （1） 住民の避難を要する地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合
- （2） 甲の指定する避難所が、受け入れ可能人数の限界を超えた場合
- （3） その他、甲が利用施設に避難させる必要があると認めた場合

（利用の通知）

第7条 甲は、第6条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙緊急連絡網により通知するものとする。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を一時避難施設として使用した場合に、第4条に記載する使用範囲の破損等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第 10 条 乙は、当該施設に被災者等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(使用期間)

第 11 条 一時避難施設の使用期間は、災害等が発生し、または発生する恐れがあるとき、気象庁から警報等が発表されたとき等から、それらの危険性がなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第 12 条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号

氏名 木更津市

木更津市長

乙 住所 木更津市本郷 3-1-19

氏名 稲荷山 新御堂寺

代表役員

7 6 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、特別養護老人ホーム波岡の家（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム波岡の家

○所在地 木更津市大久保761番2

○構造等 鉄筋コンクリート造り平屋建て

○収容予定人数 15人

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 2 月 25 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊟

乙 木更津市大久保 7 6 1 番 2
社会福祉法人 千葉育美会
特別養護老人ホーム 波岡の家
理事長 長 沼 信 治 ㊟

7 7 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人鵬和会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められた者（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められる者。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められる者。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホームさつき園

○所在地 木更津市長須賀 1219 番地

○構造等 鉄筋コンクリート造 3階建

○収容予定人数 20名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定する者に要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

(1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等

(2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等

(3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 5 月 31 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊟

乙 木更津市長須賀 1 2 1 9 番地
社会福祉法人鵬和会
理事長 桂 山 佐 登 美 ㊟

7 8 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、特別養護老人ホーム中郷記念館（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム中郷記念館

○所在地 木更津市井尻951

○構造等 鉄筋コンクリート造り平屋建て

○収容予定人数 5名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 21 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 (印)

乙 木更津市井尻 9 5 1 番地
社会福祉法人かずさ萬燈会
特別養護老人ホーム中郷記念館
理事長 渡 邊 元 貴 (印)

7 9 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人慈心会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム 南清苑

○所在地 木更津市中尾623-1

○構造等 鉄筋コンクリート 3階建

○収容予定人数 10名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

(1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等

(2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等

(3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 21 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 (印)

乙 千葉県木更津市中尾 6 2 3-1
社会福祉法人 慈心会
特別養護老人ホーム 木更津南清苑
理事長 本 田 憲 康 (印)

80 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 長須賀保育園（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 ケアハウス グリーンパレス

○所在地 木更津市長須賀1305-1

○構造等 鉄骨造スレート葺 5階建

○収容予定人数 10名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 27 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊟

乙 木更津市長須賀 1309
社会福祉法人 長須賀保育園
理事長 堀 口 文 男 ㊟

8 1 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人梅香会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム 矢那 梅の香園

○所在地 木更津市矢那3731-2

○構造等 鉄筋コンクリート4階建て

○収容予定人数 10人

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

(1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等

(2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等

(3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 25 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊟

乙 木更津市矢那字天神前 3 7 3 1 番 2
社会福祉法人 梅香会
理事長 重 城 明 男 ㊟

8 2 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 邦進会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム かもめの森

○所在地 木更津市伊豆島671

○構造等 鉄筋コンクリート造2階建て

○収容予定人数 10人

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、日常生活品・食料・介護必需品・医療材料等の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、7 日以内とする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

(1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等

(2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等

(3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 31 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ⑩

乙 木更津市伊豆島 6 7 1
社会福祉法人 邦進会
特別養護老人ホーム かもめの森
理事長 小 島 國 利 ⑩

8 3 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人みづき会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 上総喜望の郷

○所在地 木更津市下郡2275番地1

○構造等 鉄筋コンクリート

○収容予定人数 10名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 2 月 16 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊟

乙 木更津市下郡 2 2 7 5 番地 1
社会福祉法人みづき会 上総喜望の郷
理事長 樋 口 敦 夫 ㊟

8 4 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人のゆり会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称	のぞみワークショップ
○所在地	木更津市真里谷2422番地
○構造等	RC 平屋建て
○収容予定人数	30名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担

するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 4 月 19 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊟

乙 社会福祉法人のゆり会
のぞみワークショップ
〒292-0201 千葉県木更津市真里谷 2422
理事長 津 田 望 ㊟

8 5 災害発生時における施設利用等に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と学校法人君津学園（以下「君津学園」という。）とは、木更津市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合に市が君津学園の管理する学校施設等を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市が君津学園の管理する学校施設等を避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること並びに君津学園の教職員が避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の内容）

第2条 前条に定める施設利用等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所として、次に掲げる君津学園の管理する学校施設を市が利用すること。
 - ア 屋内運動場（体育館等）
 - イ 教室、会議室等（ただし、屋内運動場等では避難者を収容することができない場合）
 - (2) 避難場所として、次に掲げる君津学園の管理する学校施設を市が利用すること。
 - ア 屋外運動場等
 - イ 屋内運動場（ただし、雨天等で、運営・管理状態により可能な場合）
 - (3) 避難所等の利用に付随して、君津学園の管理する学校設備、備品及び機器類等（以下「学校備品等」という。）を市が利用すること。
 - (4) 君津学園の教職員が避難所等の運営に協力すること。
- 2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、君津学園の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県が定める避難所運営に関する指針等に基づき、市と君津学園が協議してその都度定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第3条 市は、君津学園の管理する学校施設等を避難所等として利用する必要が生じたときは、君津学園に対し、施設利用等を要請することができる。

2 市は、君津学園に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。ただし、君津学園は、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、市にその旨を通報するとともに、避難所等の利用に供するものとする。

- (1) 施設利用等の範囲
 - (2) 施設利用等の期間
 - (3) その他必要と認める事項
- 3 君津学園は、市から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、木更津市内において震度5以上の震度を観測したときは、君津学園は、市からの要請を待たずに自らの判断で君津学園の管理する学校施設等を避難所等の利用に供することができるものとする。

（避難所の開設等）

第4条 避難所の開設は、第2条第1項第4号の規定による君津学園の教職員の協力を得て、市職員が行うものとする。

- 2 市は、避難所を開設したときは市職員を配置し、責任者を置くものとする。
- 3 避難所の管理及び運営は、市職員、君津学園の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

（学校施設の返還）

- 第5条 市は、君津学園が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。
- 2 市は、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、君津学園の管理する学校施設及び学校備品等を君津学園に返還するものとする。また、返還にあたって市は、原則として、避難所等として利用する前の常態に復元するものとする。
- 3 市は、避難者の減少等により、学校施設及び学校備品等の利用範囲を縮小できるときは、前項の規定にかかわらず、避難所等の閉鎖前に段階的に君津学園の管理する学校施設及び学校備品等を君津学園に返還するものとする。
- 4 君津学園の管理する学校施設及び学校備品等の返還に関し、市及び君津学園は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第6条 利用期間中に学校施設の利用に要した経費は、市が負担するものとし、その金額等については、市と君津学園が協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(協議等)

- 第7条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、市と君津学園が協議して定めるものとする。
- 2 市及び君津学園は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市及び君津学園のいずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、市、君津学園記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月26日

市	住所	木更津市富士見一丁目2番1号
	氏名	木更津市 木更津市長 渡 辺 芳 邦
君津学園	住所	木更津市太田三丁目3番4号
	氏名	学校法人君津学園 理事長 真 板 竜太郎

8 6 風水雪害、地震その他の災害時における応急措置に関する覚書

木更津市（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、風水雪害、地震その他の災害が発生し、また発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急活動について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時に甲及び乙が迅速かつ的確に対応し、甲の管理する道路、河川・水路その他の公共土木施設の機能を確保し、又は回復することにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めたときは、道路、河川・水路等の応急修理、障害物の除去その他の応急活動（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は協力体制申出書（別記第1号様式）を年度当初に甲に提出するものとする。また、災害時の応急活動を速やかに行うため、あらかじめ甲乙協議のうえ区域および場所を設定しておくこととする。ただし、災害時の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ設定された区域及び場所を変更することができるものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対してする要請手続は、次の区分に従うものとする。

（1）連絡可能な時の要請

甲は、通常の連絡方法が可能な時は、電話等により乙に協力要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

（2）連絡不可能な時の要請

乙は、災害により電話が途絶し甲との連絡が不可能な時は、甲の協力要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

（3）乙は、応急活動を行う時は、概算見積書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（4）甲が乙に対してする要請手続に基づき応急活動を行う場合の契約書の作成については、省略するものとする。

（協力活動）

第5条 乙は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 乙は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

第6条 乙が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第3号様式）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、事後同報告書を提出するものとする。

2 乙は、応急活動終了後災害応急活動完了報告書（別記第4号様式）を、甲に提出するものとする。

（費用の精算）

乙は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

2 応急活動に要した費用の精算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（覚書の期間及び更新）

第8条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって覚書を終了させる意思を表示しないときは、そのまま自動的に更新されたものとする。

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 4月 日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水越 勇雄

乙
安成建設有限会社
上総工業株式会社
大一総業有限会社
有限会社田井組土建
千島建設株式会社
堀切建設株式会社
株式会社松浪工務店
株式会社水越組
株式会社安川組
株式会社小畑工務所
セントラル株式会社
有限会社ミトマ工業
守建設株式会社
有限会社山本工業
東亜道路工業株式会社
日本道路株式会社
前田道路株式会社
株式会社道標
株式会社明成

別記 省略

8 7 防災行政広報無線放送内容の再送信に関する覚書

木更津市（以下「甲」という）と、株式会社ジェイコム千葉（以下「乙」という）は、甲が防災行政無線により放送した内容を、乙が再送信を行うことに関して合意したので本書を締結する。

（再送信）

第1条 乙は、甲が防災行政無線により放送した内容を、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末に対し再送信を行う。

2 乙は、甲が放送する内容については、一切の変更を行わないものとする。

（再送信の提供エリア）

第2条 本書で合意した再送信の提供エリアは、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末のうち、甲の行政区域内の端末に限るものとし、これ以外の端末には再送信を行わないものとする。

（費用）

第3条 本書による再送信に係る情報提供の対価は無償とする。

2 乙は再送信を実施するにあたり、乙の設備の設置に関する費用は、甲へ請求しないものとする。

3 乙は、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に対して、無償で再送信を行うものとする。

（免責事項）

第4条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施する。

2 乙は、天変地災その他事故等により再送信が実施できなかった場合において、責任を負わないものとする。

3 甲が放送する内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

4 乙は、乙の緊急地震速報サービスに加入している者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

（設備の維持管理）

第5条 甲及び乙の各設備は、別紙に規定する。

2 甲及び乙は、各設備について、各々の責任と負担において、適正に維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内における乙の設備に係る電気料金は甲が負担するものとする。

3 乙は、必要に応じ甲の設備を点検できるものとする。この場合、あらかじめ書面により点検期日等を甲に通知するものとし、点検後、速やかに甲に点検結果を報告するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本書に係る業務の遂行にあたり、知り得た事項に関して、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲及び乙が合意した事項に関してはこの限りではない。

（解除）

第7条 甲又は乙が、第11条の有効期間中に本書を解除しようとする場合は、2ヶ月前に相手方に対し書面で通知することにより解除することができる。

2 甲又は乙が、本書を解除した場合、乙の設備の撤去については、乙の責任及び費用負担において速やかに行うものとする。

（権利義務）

第8条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本書上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分を行わないものとする。

（再送信に関する説明）

第9条 乙は、乙の緊急地震速報サービスに加入している者、及び未加入者に説明を行う場合、乙より説明を受けた者に誤解を与えることがないように留意しなければならない。

（協議事項）

第10条 本書に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第11条 本書の有効期間は、平成27年12月14日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了1ヶ月前までに、書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものと

し、以後も同様とする。

本書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月14日

甲 千葉県木更津市富士見1丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 千葉県浦安市入船1丁目5番2号
NBF新浦安タワー
株式会社ジェイコム千葉
代表取締役社長 高 橋 進

別紙 省略

8 8 応急給水等に係る確認書

1 趣旨

かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）と木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「各市」という。）は、千葉県地域防災計画に基づき、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施することとしている。

このことから、災害時により迅速かつ的確に応急給水を行うため、広域連合企業団と各市の具体的な役割分担等について、以下のとおり確認するものである。

2 災害

本確認書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

3 情報連絡体制

（1）各市と広域連合企業団は、連絡者及び連絡先について、年度当初に一覧を作成のうえ双方確認することとし、変更の都度これを改正する。

（2）各市と広域連合企業団は、常時共有すべき情報について、内容の変更がある場合は、随時これを変更する。常時共有すべき主な情報は、次のとおりである。

ア 病院等の重要施設及び指定避難所

イ 相互に整備する応急給水用資機材

ウ 給水車等への注水場所

（3）各市と広域連合企業団は、災害時に「水道施設の被害状況、断水区域、断水の復旧見込み」、「道路被害状況」、「避難所の開設状況」、「広域連合企業団と各市の日毎の給水予定」及び「重要施設などからの応急給水要請」などの情報を相互に交換し、これを共有する。

4 各市災害対策本部への広域連合企業団職員の派遣

広域連合企業団は、各市が災害対策本部を設置したときは、各市と協議のうえ、応急給水活動における調整を行うため、各市の対策本部に職員を各1名派遣する。

5 給水車等への注水場所

各市が実施する応急給水時の給水車等への注水場所は、各市と広域連合企業団が協議し決定する。

6 応急給水の実施

（1）広域連合企業団と各市は、7に掲げた役割分担に基づき、応急給水を実施する。

（2）応急給水の実施に当たっては、被害状況、人員、資機材の状況等に応じ、広域連合企業団と各市対策本部で調整し、協力して行う。

7 広域連合企業団と各市の役割分担

（1）応急給水に係る役割分担

千葉県地域防災計画に基づき、応急給水活動を、より迅速かつ的確に実施するため、別紙のとおり、活動内容ごとに広域連合企業団と各市の役割分担を定める。なお、災害時には、役割分担について、被害状況等により広域連合企業団と各市災害対策本部で、適宜、調整が出来るものとする。

（2）応援水道事業体の割り振り及び指揮

ア 応援水道事業体の各市への割り振り及び各市の役割分担は、広域連合企業団と各市対策本部が調整し、行う。

イ 応援水道事業体に対する指揮は、広域連合企業団と各市が調整のうえ行う。

ウ 応援水道事業体の活動内容については、広域連合企業団と各市がそれぞれの分担に基づき整理し、

最終的に広域連合企業団が取りまとめを行う。

(3) 車両基地及び宿泊場所等の確保

各市は、広域連合企業団及び応援水道事業体の必要とする車両基地、宿泊場所及び食料等の確保に協力する。

8 経費の負担

応急給水活動に要する経費の負担については、以下のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用を受ける災害においては、災害救助法に基づき、国・県に負担を求める。
- (2) 災害救助法の適用を受けない災害においては、広域連合企業団と各市で協議のうえ、決定する。

この確認書は令和2年4月1日から適用する。

木更津市長 渡辺 芳 邦 印

君津市長 石 井 宏 子 印

富津市長 高 橋 恭 市 印

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩 印

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 渡辺 芳 邦 印

災害時の応急給水に係る広域連合企業団と各市の役割分担

千葉県地域防災計画に基づき、広域連合企業団給水区域内の応急給水活動に係る事前対策及び災害時の作業について、広域連合企業団及び各市の役割分担を以下のとおり定める。

なお、応急給水に係る情報について、広域連合企業団と各市対策本部は共有化を図るとともに、役割分担は、被害状況や復旧の進捗状況、応急給水活動状況等を勘案しながら、必要に応じ広域連合企業団と各市対策本部で調整できるものとし、双方が緊密に連携して応急給水を実施するものとする。

【 広域連合企業団と各市の役割分担 】

応急給水内容	分 担	役 割
(1) 病院等の重要施設及び避難場所等への応急給水	各市	・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋の備蓄、その他飲料水の確保 ・住民の自主防災組織やボランティアの活用
	広域連合企業団	・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋等の備蓄 ・給水車等による運搬給水
	各市 広域連合企業団	・施設の位置・規模等のデータ整理、輸送ルートの検討
(2) 民間の協力井戸等を活用した拠点給水	各市	・民間との協力体制の整備
(3) 広報	各市 広域連合企業団	・インターネットホームページの整備、防災無線の活用、広報車による巡回広報等
(4) その他	各市	・自衛隊への応援要請（知事経由）
	広域連合企業団	・他水道事業体との協力体制の整備

〔地域防災計画修正経緯〕

昭和 43 年 3 月 30 日	計画作成・印刷発行
昭和 47 年 3 月 30 日	修正・印刷発行
昭和 50 年 3 月 30 日	修正・印刷発行(加除式)
昭和 51 年 6 月 4 日	修正・追録加除発行
昭和 52 年 3 月 15 日	修正・追録加除発行
昭和 53 年 4 月 7 日	修正・追録加除発行
昭和 54 年 5 月 9 日	修正・追録加除発行
昭和 55 年 6 月 25 日	修正・追録加除発行
昭和 56 年 10 月 5 日	修正・追録加除発行
昭和 57 年 12 月 9 日	修正・追録加除発行
昭和 59 年 1 月 26 日	修正・追録加除発行
昭和 61 年 3 月 4 日	修正・追録加除発行
昭和 62 年 1 月 6 日	修正・追録加除発行
昭和 63 年 3 月 25 日	修正・追録加除発行
昭和 63 年 12 月 22 日	修正・追録加除発行
平成 2 年 3 月 27 日	修正・追録加除発行
平成 3 年 2 月 12 日	修正・追録加除発行
平成 4 年 3 月 18 日	修正・追録加除発行
平成 5 年 1 月 29 日	修正・追録加除発行
平成 6 年 3 月 30 日	修正・印刷発行
平成 10 年 12 月 7 日	修正・印刷発行（加除式）
平成 21 年 3 月 2 日	修正・印刷発行（加除式）
平成 26 年 3 月 10 日	修正・印刷発行
平成 31 年 3 月 11 日	修正・印刷発行
令和元年 8 月 28 日	修正
令和 4 年 3 月 30 日	修正・追録発行

**木更津市地域防災計画
木更津市防災会議発行**

事務局

木更津市総務部危機管理課

〒292－8501

千葉県木更津市富士見 1－2－1

TEL 0 4 3 8 (2 3) 7 0 9 4